

第九回国会 衆議院 地方行政委員会 議録 第四号

昭和二十五年十一月二十七日(月曜日)
午前十一時二分開議

出席委員

委員長 前尾繁三郎君
理事 河原伊三郎君 理事 野村孝太郎君
理事 龍野喜一郎君 理事 藤田 義光君
理事 門司 亮君

生田 和平君 大泉 寛三君
門脇勝太郎君 川本 末治君
小玉 治行君 吉田吉太郎君
鈴木 幹雄君 床次 徳二君
山手 満男君 大矢 省三君
久保田鶴松君 立花 敏男君
木村 榮君 大石ヨシエ君

出席國務大臣

國務大臣 岡野 清豪君

出席政府委員

地方行政調査 神戸 正雄君
委員長 小野 哲君
地方自治行政官 鈴木 俊一君
地方自治行政官 藤井 貞雄君
委員外の出席者 専門員 有松 昇君
専門員 長橋 茂男君

十一月二十六日

地方公共団体の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案(内閣提出第七号)の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

地方公務員法案(内閣提出第一号)

○前尾委員長 これより会議を開きます。

前会に引続き、地方公務員法案を議題として、質疑を続行いたします。本日は地方行政調査委員会議長の神戸先生がお見えになっておりますから、神戸先生に対する御質問を願います。

○立花委員 地方公務員法案の審議に非常に関係があると思ひますので、神戸先生にひとつお尋ねしたいと思ひます。

地方行政調査委員会は、先般渡米されて、向うの地方行政に関する調査を相当長期にわたつてなされてお帰りになりましたので、さぞりつぱな報告案が出るだろうと、私も待つておりましたが、先般地方公務員法案提案理由説明の岡野國務大臣の官業の中にも「近く地方行政調査委員会の報告に基き、地方公共団体の権能がいよゝ強化され、その責務がますます加重されるであろうことが予想せられるのであります。これに備へて、地方自治の本旨に沿う地方公務員制度の整備確立は」云々とありまして、今回提出されております地方公務員法案の問題と、非常に重大な関係があるといふことは、この言葉からも明らかであります。また私もい

われなければいけないかというその理由、それから報告のねらつておられるところの目的、こういうものをお話願いたいと思ひます。

○神戸政府委員 お答えいたします。私どもの担当いたしました所管地方行政調査委員会、これはその成立の理由によつて明らかであります。私が承知のことと心得ておつたのであります。せつかくの御質問のことでありまして、一応申し上げます。

私も鋭意日本の地方及び國家の行政の事態の調査をいたし、あわせて外國の事情等も参酌いたしまして、諸々の調査を進めておりますが、なおいろいろ検討を要しますので、内容はまだはつきりとお示しいたすことができませんけれども、近く来るべき通常國會の劈頭くらいには、すなわち十二月の十日過ぎあたりには、ぜひ報告案を提出いたしたいという予定で進めておる次第であります。その内容についてはつきりと申し上げることは、なお多少の修正の余地もありますこと、今申し上げることだけは、お許しを願ひたいと思ひます。いずれその節には提出いたしまして、御批判を仰ぎ、また御協力をお願いいたしたい、こう存じておる次第であります。しかし私どもの仕事の予定いたします目標は、すでにシャープな報告にも示された線に沿つておられますので、地方自治の強化、國の仕事をするだけ地方の方へ、な

政治を強め、地方自治とか地方自主といふものを強化して行く、その趣旨は結局は民主化といふものです。中央集權的な従来の日本の方向を改めまして、地方の力といふものを強め、さらにそれによつて、お互いの民主的な線といふものを強く出したい、こういうつもりでやつておりますので、單なる行政の改革だけでなく、民主政治のあり方にかゝるよう持つて行く、こういうことが最も私ども目標といたしておるべきであります。これは今日にお建するに、ぜひともやらなければならぬ仕事だ、こういうつもりでやつておられます。具体的にはつきりと申し上げることをたゞいま差控えますが、そういう趣旨で考へておることを御了承願ひたいと思ひます。

○立花委員 十二月十日過ぎには國會へ提出する予定だといふことでございまして、わたくしも二週間くらいしかないのでございしますが、十二月十日過ぎに國會へ出せるものが、なぜ今私の方に御説明願えないのか。この点私非常に不可解なのでございしますが、その理由をひとつお聞かせ願ひたい。どういふ理由で今お示し願えないのか。

○神戸政府委員 お答えいたします。別にどういふ理由というものはありませんが、しかしまだはつきりときまつておりませんことを、前もつて発表いたしまして、実はこの問題につきましては、いろいろ方面の利害が錯綜いたしておりました。たとへば行政各部におきましても、それらの立場から

の主張がありますし、地方は地方で、府県は府県、市町村は市町村の立場で主張がありますし、また民間におきましては、いろいろの団体が、いろいろの利害關係から、いろいろの要求を持つて来ております。私もが仕事を進行しておる間におきましても、一旦きまつたことが自然に漏れますと、すぐそれがやまされ、反対運動がありまして、私もとしましては、非常に困難を來しておる。従ひましてこれがはつきりと公表できるような時期になりますれば、いろいろ問題があつたといふことを申し上げますが、それまでの間は、せつかくできたものをくずすといふことは、どうもむだなことになりま

す。できまるまでは、はつきりと申し上げない方針でございますが、その点は、われわれの仕事といふものは困難な仕事である、簡単な仕事ではない、利害が非常に錯綜しておる、それをつとめて公平な立場でまとめるというところが、むづかしい立場にあるという事情がありますことを御了承願ひたいと思ひます。

○立花委員 大体わかつたのでございしますが、しかし一応の原案はおできになつてゐるようでございます。何となれば、今議長のお言葉の中に、多少修正の余地があるとおしやられましたので、一応の原案そのものはでき上つておつて、多少の修正の問題だけが残つてゐる。こういう過程でございしたならば、私もはかえつてお示し願つた方がいいじやないか。議長のお言

葉のように非常に重大な利害関係の錯綜する問題でございますから、議長のような措置をおとりになるのも適当というところは一応考えられますが、しかし逆に考えますと、そういういろいろの利害関係の錯綜する問題でございますから、やはり各層の意見を十分聞きながら、必要がある。一応聞き上つた原案をお示しになつてそして各層の意見を十分聞きになる必要がある。地方政治の民主化が主眼だとおつしやられますが、そうであれば、その原案がでる上り手続におきまして、やはり民主的な手続を踏んで上る必要がある。あるだろうと私は思います。だから一応原案が上つておきますならば、多少修正の余地があるというところは、もちろんこれは当然のことでございます。その一応の原案を、やはりお示し願つて、もつと民主的に原案をつくり上げて、みなの方でつくり上げて行くという方法をとつていただいた方がいじやないか。これは意見になるのでこれでとどめておきたいと思ひます。

もう一つお聞きいたしたいと思ひますのは、大体その目標はお聞かせ願つたのでありますが、これに対する御質問はあつたと思ひますが、そういう地方制度の改革をやらないければいけないという客観的な根拠をどこにお認めになつたのか、どういう理由でそういうものをおやりにならなければいけないと思はれるのか、これをひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。私ももちろんな民主化の一つの方法でございますが、それ以外にまだ当面やらなければいけない問題がたくさんあるのじやないか。そういう問題の解決とあわせてやらなければいけないと思ひますが、今お出しにならうとする勧告案のほかに、地方行政の民主化の方向へのいろいろの方法、これが私非常に逆の方向へ行つてゐるのじやないかと思ひますが、こういう状態のもので、今お出しにならうとするような勧告案をお選びになつた理由、これをひとつお聞かせ願ひたい。

○神戸府政委員 答えたいと思ひます。それは御承知の通り新憲法におきまして、地方自治の尊重ということがはつきりと示されて、またその自治の制度が、たとえば地方自治法であるとかその他相當にできましたけれども、しかしなおそれらにおきまして足らぬものがあるということで、地方自治法のみでなく、なおさらに進んで行政の事務の分配を一層地方に拡充するように行ふことによつて、新憲法の精神を生かすということ、これは当然の仕事だということで、こういうわれわれの地方行政調査委員会というものができたものと、私は解釈いたしております。

○立花委員 それでは内容の方面に入つて行きたいと思ひますが、議長が渡米なさる直前のころ、京都でありましたが、新聞記者の方々に對しまして、道州制の問題をお話になつたことがあつたと思ひますが、今度の勧告案では、道州制の問題にお触れになつておるかどうか。あるいはお触れになつていないとしても、道州制の問題をどういうふうにお考えになつておられるか、聞きたいと思ひます。

道州制の問題について何か言つた、それはどうなつておるかということでございますが、これはなかなか重大な問題でございます。また意見の非常に相違もありまして、政治的にもずいぶんむづかしい問題でありまして、私いたしましては、この実行は相當むづかしいということを予定いたしております。従ひまして、そういう問題は、たとえ私どもの仕事の面におきまして触れられても、最後の最後の問題と考へます。今私どもの会議におきまして、十二月十日前後には勧告案を出したいと予期しておる、その中にはそこまでは触れておりません。ただ府県と市町村の間の仕事の分配の面だけを一応勧告案を出しまして、それがきまりました上でそれを前提として道州制の問題も考へてみようと思ひますが、それがはたしてどういふ結論になるかということとは未定であります。委員会としておりませんけれども、問題はそういう問題も出て来るかと思ひます。そういう問題につきましては、いまだこれを申し上げる域には達しておりません。どうか御了承願ひます。

○立花委員 道州制の問題は直接勧告案の中には触れていないが、その方向に進んで参る勧告案の内容と了解してよろしうございませうか。

○神戸府政委員 道州制の問題に触れなくても、現状の府県のままでもつても行けるものとして、この勧告案は出るだろうと私は期待いたしております。要するに道州制とかいふことを離れても、なさなければならぬところの事務の分配だけを勧告案に出しまして、あとで道州制の問題に移る、こういう予定を進めております。

○立花委員 次に御尋ねたいと思ひますのは、地方公務員の行政整理と申しますか、人員の配置の問題につきまして重大な関係があると思ひますので、特に詳細に御説明願ひたいと思ひます。委員長の御言葉の中にも、シヤウブ勧告の線に沿つて改正をやるんだ、国家の事務を府県なかつて市町村に委譲するんだ、特に市町村に重点を置かれてお話になられたが、アメリカの方ではいわゆる日本の府県に相當するカウンティといふものは非常に中間的存在であつて、むしろタウンとかいふものが非常に重要だ、そういうわけで今度の改革案の中には府県の廃止の方向に行くんじやないかといふので、府県の職員が非常に動揺して、もう仕事に手がつかないで、どこへ就職しようかといふことで、あつておる連中があるようでありまして、府県に對するお考え方はどういふふうになつておるのですか。

それともう一つあわせて、残された市町村の問題でございますが、一万ばかりの市町村を半分の五千ばかりにしてしまふ、それからその一つの単位の人口は一万ぐらいにしてしまふ、こういうふうな意見が盛り込まれておるというふうに承つておるのであります。この二つの点につきまして、すなわち府県の位置とそれから市町村の数の問題、配分の問題につきまして、できるだけ詳細に御説明願ひたいと思ひます。

○神戸府政委員 この問題も実は今はつきり申し上げることはいろいろむづかしい問題に触れますので、遠慮したいと思ひますが、しかしどういたしまして。もしも市町村に仕事をできるだけ多く持たせよう、こういう方向に進みますと、現状の市町村の規模ではあるいは小さすぎる、従つて弱すぎるというふうなことも考えられますから、市町村はできるだけ大きく、先刻お話になりましたような現状よりは、やや大きな規模に持つて行く方が適當でないかというところを考へまして、委員の間にはそうしたらよろうという考えが出ております。出ておりますが、それにいたしまして、これに持つて行くのにはあまりむづかしいように、強制的に持つて行かぬで、そうしようと言へば、そうし得るような方向にできるだけ進めたいといふくらの考えであります。これにつきましてもなお慎重に考へなければならぬと存じます。府県の問題につきましては、あるいは府県がなくなるということ、府県の職員が動揺してゐるというふうなお話がありましたが、府県はまず現状で行くといふところで、現状でも行ける、これをただちに道州制に持つて行くといふような方向には、むしろしない方向に行きやせぬかと自分では考へております。そういう心配は杞憂だといふふうに私は考へております。これは私の私見でありますから、まだ案として確定してありませんから、はつきりと申し上げませんが、私見としてはそういうふうに考へております。

ます。この方向を進めて参りますと、
どういたしまして府果の廃止という
方向に行かざるを得ないと思つたのであ
りますが、委員長がおつしやられまし
た現在の市町村は弱すぎるというこの
お言葉の中には、やはり財政的にこの現
在の市町村は非常に弱いということを
お考えの上で、おつしやられましたの
かどうか。財政的にどういうふうにお
考えになつておられますか。

神戸府政委員 これは私の私見です
から、どうか私見としてお聞きと願
たい。私の私見では、市町村というも
のは大抵シャウパ勧告によりました税
制改革によりまして、固定資産税、住
民税という二つの大きな、有力な税源
をもらひましたから、税源といつしま
しては市町村では相当強化されて、財
政上には強化されたものと考えられて
あります。ただ市町村、なかんずく町
村におきまして小さすぎると申します
のは、規模が小さいという、いろいろ
の人の面におきましても、少数の吏
員では手が足らぬ、従つて技術的な仕
事を担当するようない人を得ることが
むずかしいというようになり、そ
ますから、多少規模を大きくして、そ
うしてできるだけいい人を集めて能率
のよい仕事をし行く、能率の上つて
行く人を集めるという上におきまし
て、小さいものでは不便であるから、
やや大きくした方がいいという意味で
あります。財源とかいう面から申し
ますれば、市町村も相当前よりはよく
なりましたので、先刻お話になりました
たような事業税を持つことはいいらぬ。
府果がせつかく持つておる事業税、府
果といつしましては、御承知のように、
入場税とか遊興飲食税とか事業税とい

う三つの税——この三つの税は、多少
不安定な税でありまして、市町村が持
つていふ固定資産税や住民税と比較し
たしますと、不利な税でありますから、
こういう税を持つておるところへ、さ
らに事業税を市町村に移すということ
は、私は財政上から言つてもおもしろ
くないことだと思ひます。府果といつ
しましては非常に迷惑な話であり、そ
ういつたことはするに及ばない。事業
税を持つていふことは決してすべきで
ない。従ひまして府果といつしまして
は、現に持つていふところの事業税な
り、入場税なり、遊興飲食税なり、こ
れをよく利用いたしまして、財政をゆ
たかにするといふ面に努力するといふ
ことが、適当だと考えております。こ
れは私見ですからどうぞ。

○立花委員 それから委員長とされま
しては、お出しになる勧告案の内容の、
現在私どもの審議しております地方公
務員法との関係、これをどういうふう
にお考えになつておられますか。これ
は先ほど申しましたが、岡野国務大臣
が地方公務員法案の提案理由の中にあ
なたの方の勧告を非常に重要視してお
書きになつておられます。この点委員
長自身は、地方公務員法案と地方行政
制度改革の勧告案との関係をどうい
うふうにお考えになつておられますか、お
示し願ひたいと思ひます。

○神戸府政委員 それは私どもの勧告
案をつくり出すにつきては、いろいろ
と私どもがアメリカを視察しました
報告なども作成いたしまして、提出し
た次第でございます。その中にも地方
自治の確立、地方自治の拡充という面
から申しまして、仕事を地方に移すと
同時に、地方の公務員制度をしつかり
確立して、公務員の地位を安定さす。
そして彼らの能率を上げるというこ
ともあわせて行ななければいかぬ、こ
ういふ精神であるといふことをうたつ
ておる次第でありまして、岡野国務大
臣が地方公務員法につきてお話しな
になりましたのは、私どもがすでに作
成したところの、その報告の一節を御
参照いただいた結果と覚えてまして、ま
つた同感でございます。

○立花委員 ところが、公務員は、一
方公務員でありまして同時に、やはり
安い月給によつて働いております勤勞
者なのであります。勤勞者の生活を守
るためのいろいろの権利は、地方公務
員法では非常に無視されることになる
のでございまして、こういうふうにな
る者の生きるための主張なり運動なり
を取縮められる、こういうことがはたし
て神戸委員長のねらつておられます地
方の行政の民主化に役立つかどうか。
これは私非常に大きな疑問だと思ひま
す。

もう一つ、改正の内容として、私ど
もが聞くところによりますと、神戸委
員長が言われました地方行政の民主
化、あるいは地方住民の生活の向上と
申しますものは、非常に逆の方向に
行く内容があるように承つておりま
す。一つ例をあげますと、たとえば教
育制度の改正でございますが、教育制
度の改正の結果、今まで国家が負担し
てやつておりましたものを全部市町村
におろして行く。従つて教育費の負担
も市町村におろして参る。そうして現
在でさへ破綻しておりますところの地
方行政がますます苦しくなりまして、地
方の行政がやつて行けないだけではな
しに、その結果がやはり住民の負担に

転嫁されて参ります。もうすでにこの
おひざ元の東京におきまして、約十
八億という金が東京都民の直接の負担
になつて参つております。それは国か
ら都におろされた教育費の負担
が、実際の標準行政需要を十八億も上
まわつておりました。これをどうして
も都民が直接何らかの形で負担しなけ
ればならないという形が出て来ておる
わけですね。これは改革のほんの二つの
例であります。こういう改革がずつ
と二連のものとしてつながつて行われ
るわけなのであります。こういう場合
に、やはり地方自治体の内部におりま
す勤勞者の、勤勞者としての権利をお
認めになる必要があると思ふのでござ
います。これを認めないで、押えつけ
るような形で置きながら、一方そうい
う人民の負担になつて来るような改革
をおやりになるというところは、非常に
矛盾したやり方ではないかと思ふので
ございまして、この点を委員長はどう
いうふうにお考えになつておられるか。

○神戸府政委員 御心配のような点、
すなわち仕事を地方、ことに市町村に
移すという結果、市町村が財政で困る
というところは、ごもつともその点であ
りますが、この点は私どもは一応事務
の再配分の案がきまりました上で、足ら
ぬものは足らぬで、足らぬものを補充
する方法については、さらにもう一度
考えまして、財政の改革案を出すつも
りでおるものであります。ただこれだ
けふやして、ほろりつぱなしで困らせ
るといふことはしないような考えをも
ちまして、立案したいと思つておりま
すから、どうかよろしく願ひいたし
ます。

○立花委員 六・三制の市町村協議の
問題につきましては、大体五百四十億
ばかりの学校の先生の給料の、半分が
どうしても市町村負担になる。今度の
あなたの方の勧告案によりますと、こ
ういふふうになりまして、市町村は三百
億近い金を負担しなければいけなく
なると思ふのでございまして、こうい
う内容がはたして勧告案の中にあるの
かどうか。あるとすればこの三百億近
い負担を現在の市町村でまかない得る
とお考えになつておられるかどうか。

○神戸府政委員 それは一応仕事の配
分が済みまして上で計算いたしまし
て、足らぬという面があれば、足らぬ
だけは足らぬものを補充するところの
財源を考へるつもりでおります。これ
はあとの問題であります。

○立花委員 ところが仕事は押しつけ
られるわ、金はもらえないわという結
果に今現実にはなつておられますので、
いくらつづけば案がでましても、実
際金がなければ実現できません。とこ
ろがそのいふだけの金は今国家からも
らえない形になつております。これを
お考えの上で案をおつくり願ひたいと
思ふのであります。たとえば平衛交付
金の問題で、地方行政調査委員会と
同じような立場にあられる地方財政委
員会が、意見書をお出しになつておら
れます。それがどうしても実現できな
うもない。今国会にお出しになつてお
ると言われるが、国会へもまだ出て来
てない状態でありまして行政調査委員
会が足りないだけの金はもらえないも
のとして、案をお立てになりまして
も、これは実際もらえなくて、地方は
仕事は押しつけられるわ、金はないわ
という結果になるおそれが多分にある
だらうと思ふのであります。この点

を十分に御考慮願いたいと思ひます。
なお最後にひとつお聞きしておきたいと思ひますのは、こういう勸告をいつごろまでに実現したいとお考えになつておられますか、またその実現する方法を、どういふようにお考えになつておられますか。

○神戸府政委員 事務の再配分のことだけは十二月十日前後には、出したいと思ひますが、さらに財源の問題につきましては、その次に考えるつもりでありまして、それはどういたしましても来年の三月ごろまでは時を要すると思ひます。従ひまして実際に財源の伴わないものの実行ということ

は、二十六年年度からでも実行していただくということになつておりますが、財源を伴う面におきましては、どういたしましても二十七年年度でなければ実現できないと思ひます。その

ところでは、どうも財源の問題がありまして、財源に伴つてできることはできるだけ早く、従ひまして二十六年年度から実施されるようにお願いいたしたいと思ひます。大体そういう見当でやつております。

○立花委員 それからちよつとさつき聞くのを忘れたのですが、こういう問題も委員長のおつしやられますように、まだ国会にも示すことができない、もちろん国民は何も知らない。そういう形で国会だけを通つてしまふという形になつて参りますと、これは御承知のように、全国の津々浦々にわたつて実施されなければいけない問題でありまして、これは国会を通つたから、すぐやれるという問題でもないと思ひます。その点で最近自治庁あたりから地方自治確立運動でござい

ますか、こういうものをやつておられますが、これは私はそういう間に合せのなり方は、なか／＼徹底しないのじやないか、日本にとりましては、画期的な明治の藩置置果に次ぐような重大なものになるのじやないかと思ひますが、この方法につきまして、どういふふうなことをお考えになつておられますか、これは十分徹底的に、ほんとに民主的な建前をやつていただけないと、かえつて混乱と弊害が生ずるのじやないかと思ひますが、この点をひとつお聞きしておきたいと思ひます。

○神戸府政委員 お説の通り、ただこれが国会を通過したとか、法律になつたからというところで済む問題でありません。十分に国民に徹底して、理解、納得していただくなければ、ほんとうの制度というものはできぬと思ひます。従ひましてこれは公聴会を開くとか、いろ／＼ラジオで宣伝するとか、いうことはもちろんのこと、広く国民教育ということでもつて、すべての地方の団体というものを呼びかけて、その了解を求めて行くというふうなことにしまして、決して国会だけにたよつて法律案が通れば、それでいいというものではないと思ひますのでありまして、十分いろ／＼の面におきまして、衆知を集めて、皆の理解で真に心からその制度がよいものである、ということとを理解してくれるところまで持つて行くように、せつかく御協力を得て進めたいと思つております。

○立花委員 最後に私の意見になるかもしれませんが、ひとつ述べさせていだきたいと思ひます。これは委員長のおげ足をとるわけではありませんが、公聴会によつてとおつしやれましたが、実は私も日本の行政の民主化、日本の地方行政の民主化が公聴会でできることは、決して思つていないのであります。日本国民は今毎日々々を地方自治体の中で生活をしておりまして、少くとも形の上では地方自治に参画できることになつております。問題は形の上でなつております。地方自治への参画が、実際にはできていないといふことが問題だらうと思ひます。現在の地方自治のあり方を民主化して行く、ほんとうに今の地方自治に地方の住民が参画できる、あるいは地方公共団体の中で働いている地方公務員が、実際に地方自治の中に参画できるという形を実現して行く、その中で地方自治のあるいは地方民主化の精神を養つて行くのが、ほんとうの地方自治の確立の方向ではないかと思ひます。ところが現在までの政府の行き方は逆の方向に参つております。たとえば地方議会の権限を縮小してみたり、あるいは地方住民のリコールの問題を制限してみたり、あるいは現在全国的になつております地方議会あるいは地方の理事者の不正の摘発の問題を、今度の地方公務員法で制限してみたり、いろ／＼な形が地方自治を進めて行くという方向とは、逆の方向に行つております。最もその大きな現われが今度の地方公務員法だと思ひます。こういうことが現在日本の住民に許されております地方民主化、地方自治への参画というところが、だん／＼逆の方向へ行つております場合に、こういうふうな地方の大きな変革を、上からだけではつととお出しになる、原案ができません過程におきまして、これを国会にすらまだお示

し願えない。もう旬日に迫つておりますのに国会にお示し願えないという形でお出しになる。しかも委員長のそのに対する方策はどうだと申しますと、公聴会くらいとおつしやられるのであります。そういう形で日本の開闢以来の地方の変革をやられてはまつたく困ると思ひます。現在の日本の市町村は、日本の歴史的な何を持つておりまして、一朝一夕にだん／＼をこねるようにはいつつけられたり離れたりしてはたまりません。単に人口の数の問題とか、あるいは地方の経費の節約の問題とか、そういう問題だけからこの問題をお取上げになつて結論をお出しになつてやられては困りますので、その点はひとつ十分にごしん／＼願つておやり願ひたい。私も聞くところによりますと、来年三月には地方選挙が始まりまして、地方選挙が終りますと、四箇年間はこの改革ができまじんのと、三月までに何とかでつち上げたといふふうな考え方があつたように思ひます。しかもこれは関係方面との連絡の結果でございまして、それをとりあえずやらなければいけないので、一、二月ごろにはポツダム政令でもおやりになるのではないかと、いふふうな話があるのではないかと、そういうお考えがあるならば断然これはひとつやめていただくべき。日本の自治はそういう形では、上から持つて行つてき上るものではないと私は考へております。そういうわけでこの問題は重大であらば重大であるだけ、ほんとうにすみ／＼の国民の意見までも聞いておやり願ひことをお願いしておきます。

それから委員長に、これで私は発言を終りますからお願いしたいのです

が、この間から問題になつております地方財政委員会の意見書を、これは今までたび／＼出しておりました政府への意見書ではなしに、政府を通じて国会に意見書を出したと地方財政委員会の委員長が証言されておるので、国会へ出した意見書は国会が当然受取らなければいけないのです。数日前に出した国会への意見書が出ておらないのです。この間の処理はどうなつておるのであるか承りたいのですが……

○前尾委員長 とにかく委員長として、十分督促しておるわけですか……

○立花委員 岡野さんどうですか。岡野國務大臣、まだ閣議にかけられて出さず、多分きようあたり閣議にかけて出すことになるだらうと思ひます。

○立花委員 政府に不利なものを政府は握りつづすというのであれば、非常に困ると思ひます。せつかく財政委員会が責任を持つてお出しになりまして、国民にいたしましては、それは単なるゼスチュアにしかすぎないといふふうな理解しなければならなくなるのでございまして、財政委員会が政府を経由して国会へ出したものを、政府で何日間も理由なしにとどめておかれずに、さつそく国会に出していただく、このことを強く岡野國務大臣から、官房長官なり、何なり、関係方面に督促をお願いしたいと思ひます。

○岡野國務大臣 御説の通りいたしま

す。

○門司委員 実は私は公務員法の審議のときに十分聞くつもりでありましたが、幸い神戸さんのおいでになつておりますので、この機会に聞いておきたいと思ひます。これはさつき立花君も

ちよつと触れたのでありますが、今度の地方公務員法を提出されましたのについで、大臣の説明書を読みました。その説明の中に最も重要視されておりますのが、地方の制度がかわるであろう。従つてこれについて、十分今から備えておかねばならない、こういう意味であります。神戸さんにはつきりお聞きしたいと思ひます。これは、国務大臣が説明されておりますものに、さらに近く地方行政調査委員会議の勧告に基き、地方公共団体の権能がいよゝ強化され、その責務がますます加重されるであろうことが予想されるのであります。これに備えて、地方自治の本旨に沿う地方公務員制度の整備確立は、一日もすみやかに断行せられなければならないと存するものであります。

こういう事項が、大臣のこの法案を提案されました三つの理由の中の最も大きな理由と考えられるのであります。そのほかの二つの理由は、単に昭和二十二年の自治法制定のときに、地方公務員に対しては、経過規定として設けておつたというやうなことが書いてあるにすぎないのであります。現行においても何らさしつかえのないときに、ことさらにこういう理由はつけなくてもいいのではないかと、このことを考へて参りますと、あまり重要な理由ではないように考えられる。

その次の理由として書いてありますものも、いろいろな諸制度がかわつて来るのについて、一環としてこれもあるべきだといふやうな意見でありますので、この地方公務員法の制定に對しましては、その重要な理由でもな

最後に、今私が申し上げました地方行政調査委員会議から出されるものが、最も大きな理由のやうに受取られて参るのであります。従つて聞いておきたいと思ひます。これは、この地方公務員法を出すということが、神戸さんの方の所管であります調査委員会議の勧告に基いて、地方制度というものが非常に責務が重要になつて来る。従つてこれに備へるということが明記してありますので、この地方公務員法制定に對して、地方行政調査委員会といたしましては、どういふ御意見をもちになつておられますか。その点ひとつこの機会にお聞かせ願へれば幸いと思ひます。

○神戸府政委員 私には地方公務員法の提案になります。つきまして、御相談にあずかつておりませんので、別段に責任を持つてお答えいたすことはできません。しかし地方公務員法ができてまゝ、地方公務員の地位というものが向上して、地方公務員がよくなるということは、きわめて望ましいことであつて、それによつてわれわれは、事務の再配分の結果、地方の仕事がふえ、ますます地方の公務員の責任が重大になります。場合におきまして、地方公務員法というやうなつばな制度ができてまゝ、そうして地方公務員の向上ということができることは、きわめて望ましいことであるといふこと、それだけのことを考へておる次第であります。内容につきましては、私どももいたしましては一向に交渉を受けておりませんから、それは別にしかるべく御審議願ひたいと思ひます。

○門司委員 おかしと思ひますが、大臣の説明書にはこれは最も重要な

案件になつておるやうに明記されておりました。その当該の責任者であります行政調査委員会が相談を受けておらない、知らないといふことになつて参りますと、この地方公務員法案を審議いたします上に、非常に支障ができて来やしないか、これは岡野国務大臣に聞くわけではございませんが、後ほど私はこの点は十分聞いておきたいと思ひますが、岡野国務大臣のお言葉は、ただ単にこゝろなるのであらうといふことを想像されて書かれておつたといひます。ならば、私どもは非常に迷惑するのであります。一体調査委員会はどういふものを出して、事務がどういふふうに加重されて、同時に地方公務員の地位というものが非常に重要になつて来る。従つてこゝろなことが必要になつて来るといふことが、大臣がこゝへ書かれた趣旨だと思ひますが、その根本をつくつて参ります行政調査委員会の方、何らの交渉がなかつたといふことになると、大臣がこゝへ書かれたものはまったく想像であつて、一体將來どうなるのか見当がつかない、將來どうなるのかわからないものに對して、法律をこさえて、そうして神戸さんのお考えでは、いいものができればつこうであるといふ御意見であります。われわれもいいものができればつこうであります。が、あまりいいものではないので心配をしておるのであります。

もう一つ神戸さんにお聞きしておきたいと思ひます。それは、そういたしますと、私も審議して参ります際に支障ができて参りますので、十二月十日前後には全貌が明らかになるから、これを知らせるといふお話であります。

が、実はすでに法案が提案されておりました。公務員法を審議しなければならぬ、そういたしますと十日ころでないと、きわめて重要な問題がわからなといふことになりまして、審議いたします上に支障ができて参りますので、この審議を進めるために、この機会に、もう少しつづ込んだ考えをひとつ御披露願ひます。わかれ、非常に都合がよいと思ひます。今立花君に御説明になりましたやうなことでなく、ひとつ構想だけでも地方の再配分はこゝろなふにしたいのだ、従つてこゝろなふにしたいのだといふことの御説明を、つづ込んでひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

○神戸府政委員 私ども事務再配分の方法につきましては、すでに大体の筋はこゝろの地方行政委員会の方にも提出いたしまして、また私どもも参り出しまして、一応の説明をいたして参ります。その線として御了承願ひたいのであります。すでに御報告申し上げたつもりでありますから……

○門司委員 ちよつと今お聞きしたいのであります。この前こゝへ鶴沢さんと一緒にいかになりましたとき、実は私もその片鱗だけはお伺いしたのであります。そのときに私もお伺いいたしましたのは、こゝろな地方公務員法というものの関連性をもつて聞いたのであります。ただ地方行政調査委員会がどういふ構想を持つておるかといふことを聞いたばかりであります。この場合におきましても、府果の塵合といふやうなことに對しては、具体的に何らの事項が示されてないのであります。それからさらに町村の塵合にいたしまして、

私どもは十分具体的なものを聞いておりません。ただわれわれが想像いたしますものに、地方税法の観点から見て参りまして、どうしても日本の自治体といふものを、ほんとうに健全にして行くには、やはり今のやうなこゝろさなものであつてはいけないといふことと、それからもう一つは、地方自治法という一本の法律で非常に大きな都市、御存じのやうに人口六百万を越えておられます東京都、村長以下町村吏員が五人か六人でやられるといふやうな僻村も、同じ一本の法律でやつて行くといふことは困る、村におきましても二万あるいは三万を越える村もありまして、あるいは千人内外の村もありまして、そういう村を全部一つの法律によつてやつて行くといふことは、われわれもいけなかつたと思ひます。従つて何らかの方法で、これらの矛盾を解消したいと考へておられますので、実はそういうことについてこの前お伺いしたのであります。十分な御答弁を私どもは得ておりません。従つて、これと密接不可分の関係を持つておりますこの公務員法を審議するにあたりましては、いろいろな事情はあるでございまして、いづれ公聴会を開くとか、あるいは衆知を集めるといふやうなことになる参ります。せつかく勧告されたものが一体いつ實現するの

かといふことが、われわれには非常に懸念されるのであります。この制度が先に非常に進んでおまして、そうしてそうなるであらうといふ予測のもとに、この法律が先にできているといふことになりまして、この法律を審議する上にも、私どもいささか躊躇せざるを得ないといふことになつて参ります。

ので、ひとつこの前においで願いましたときにお話を願いました以上、今日までの間に具体化しておりますところを、はなはだ何度も同じようなことを聞いて恐れ入りますが、私もこの法案を審議する参考資料として、ぜひお聞かせ願いたいと考えております。

○神戸府政委員 せっかくの御質問であります。詳しく申し上げますと、非常に大きなものでありまして、かえって煩雑なことになりますが、結局私どもの方向というものは、国家の仕事というものをできるだけ制限しまして、そうして地方にできるだけ多く仕事を与えるという方向でありますので、どうしても地方の行政というものは一層複雑になり、また重要性も増して来るからということをおし上げ、それによつて地方公務員というものが向上しなければならぬということで、この關係を御了解をいただくことができないかと、ひそかに考えておりますが、いかがなものでございましょうか。大綱でもということですが、仕事の内容を一々列挙して参りますと、非常にめんどろな、煩雑なものになりますから、できましたものをのぞらうとした方が便宜かと思ひます。私がここで簡単にとりまゝ申し上げるのは、かえつてはなはだめんどろなことになると思ひますが、いかがなものでございましょうか。大体のことは、大綱だけではすでに前に申し上げましたが、それで御了承願うわけに行きませんでしょうか。

たのは、さつき申し上げたようなことで、事務の再配分について、大臣が言つておられますように、非常に重要なことになつて参りますと、私もある程度内容というものがわかつて参りますと、現在の中央集権だつたものを地方にこれを委譲して、そうしてはんとする地方自治体の形をとつて行つて、それによつて日本の民主化を一日も早くするのだという御趣旨には、われわれ毛頭異存もありませんし、それしなければならぬと考えておりますが、それといたしまして、その半面にこゝろいう地方公務員に対して政治活動の制限とか、あるいは労働三法の適用をしてはならないというような、人としての人權、あるいは労働者としての当然の権利というやうなものが制約されるやうな法律が、実は出ておるのであります。従つてわれわれが知りたかと思ひますことは、こゝろいう制約を受けた法律を必要とするその根拠は、何處も申しますが、あなたの方から出されます勧告案によつて、ますますその重要性を加えて来るということを書いてありますので、どうしてもこれを審議して参りますには、ひとつ大綱だけでもいいですか、これとこれとどういふふうに分けたいというやうな、こまかいことでもなくともよろしうございしますが、それがわかれば結構であります。私もそう思ひなす。現在の行政よりどのくらい行政権というものを地方に委譲するということをお考えかというアウト・ラインだけでも、ひとつこの機会にお聞かせ願えれば結構だと思ひます。あなたの方で審議されております詳細なものは別

といたしまして、大体の大綱方針というやうなもの、法律案をこしらへるのきによつて要綱というものをのぞくります。この制度改革に対する要綱案というやうなアウト・ラインぐらいのこと、ぜひひとつお示し願ひませんか、私もこの法案の審議に、非常にさしつかえができると思ひますので、言葉を返して恐れ入りますが、ひとつぜひお願いしたいと思ひます。

○神戸府政委員 私ふなれで非常に困つておりますが、実は委員会決議と決議とかはしてはおりませんので、私がこゝで責任を持つて申し上げるということは、ちよつと遠慮していただきたいと思ひます。とにかく地方の仕事は非常にふえますから、ふえる以上は、その公務員というものはしつかりやつてくれねば困るということ、従つてこゝろいう公務員法ができるというこゝろもこのまじいということだけは申し上げますが、どうかひとつお許しを願ひたいと思ひます。

○門司委員 それではもうこれ以上お聞きいたしませんか、そういたしますと、地方行政調査委員會議の意見としては、まだ十分まとまつたものはないのだというやうに解釈してさしつかえございせんでしょうか。

○神戸府政委員 今日のところはさういふことであります。

○大矢委員 私はこの地方公務員法を審議する参考にしたいと思ひますので、神戸先生に、二だけお伺ひしたい。今度の地方公務員のねらいは、政府は特に地方公務員に対しての政治活動と組合運動のこの二つの制限をねらつてゐる。そこでアメリカにおいてにありまして、いふ／＼調査されたこと

と思ひますが、アメリカの地方公務員の実情と日本の実情とは非常に相違がある。神戸さんがよく御存じの通り、特に大都市においては、種々雑多な事業をやつてゐる、現業員という、単純労働といふ、屠牛場、公園、道路清掃、汚物処理、あるいは港灣、水道、そういう事業をやつておられます。こゝろいう単純労働に対して政治活動並びに組合運動の制限をしておる事実がアメリカにあるかどうか、アメリカの勧告によつてなし、アメリカのこの傾向には、私も非常に關心を持つてゐる。そこで一体こゝろいう単純労働に対して、政治活動を禁止してゐるかどうかというところを、まず第一に伺いたい。

それから先生は非常に組合運動に關心と理解を持つておられる方でありますが、今日の日本の公務員が、これはもちろん非常勤と申しますか、消防、それから水防、それらを入れますと、四百万人になるということが、政府の材料を見ますと書いてありますが、四百万人から上る公務員に対して、政治活動を全面的に禁止する。しかも個人が職場にあらざる、あるいはまた平時において、職務外においても一切それが禁止されてゐるというやうな実情でありますか、こゝろいうことをもし押し進めて参りますと、かつてフランスでサンディカリズム、すなわち政治運動を否定して、直接行動に出ようとする、あの運動が盛んになつたときがありましたが、もし日本でこれを進めて参りますと、さういふ傾向になりはしないか。政府は民主的の労働組合を育成するといふ、民主政治の発達をいふねが

うと、口では言つておりますが、さういふ政治活動を否定するやうな方向に持つて行く、日本の運動がもしさういふことになりまして、これはやはり公吏といふものは、住民に対して直接の影響もあるし、思想的な関連も多いのであります。さういふことになると私は重大な問題だと思ふ。そこでこゝろいう単純労働までもアメリカではさうしたことをやつておるのか。それからその結果といふものは、非常に恐るべき、憂慮すべき結果になるということ、私も非常に心配してゐるのであります。その点の二点だけを、私もこれを審議する上に非常に重要な点でありますから、特に先生の御意見を伺ひたい。それから実際に見て来たことをお伺ひできたら結構だと思ひます。

○神戸府政委員 どうもえらい御質問をいただきました。恐縮にあたえませんが、私もアメリカに行きましたが、はつきり申し上げまして、実はそこまで詳しくは調べておりません。のみならず、それは自治庁の方の關係で調べておると思ひますので、ひとつ自治庁に御答弁をお願いしたいと思ひます。

○大矢委員 自治庁の方にはあとからよく聞きますが、アメリカのことを私が聞いて、調べて来なかつたということですが、今私の聞いた、現にこの法案に載つておられますやうに、さうした単純労働、現業員も全面的に禁止し、いふゆる組合運動の制限をやつておられますが、そのことについての先生の御考えをひとつ、今言つた政治活動を否定したり、さうしたことになる心配はないか。それからこのねらいであるところ

○神戸府政委員　私の私見を述べると
いう仰せですから、どういふことも自
由に述べることを許されたわけではし
うが、実際はむずかしい問題でありま
して、公務員の地位が向上いたします
れば、喜んで仕事をなさるだろうが、制
限を受けると反発するなり、いろ／＼
めんどろを起すだろうという御心配も
ごもつとも思います。これはどう
も、私も実ははつきりと申し上げかね
ます。両方とも御心配の点はごもつと
もだと思えます。否定もしませんが、
肯定もいたしません。

○前尾委員長　ほかに神戸さんに対する御質問はありませんか。――それでは午前の会議はこの程度にし、午後の会議は午後一時半より再開することにいたします。

暫時休憩いたします。

午後零時十五分休憩

午後二時三十一分開議

○前尾委員長 それでは再開いたします。

休館前に引続き、地方公務員法案を議題として質疑を続けます。床次徳二君。

○床次委員 法案の審議の前提とした
しまして、しばらく大臣にお尋ねいた
したいと思うのであります。大臣の提
案の御説明にもありましたごとく、国
家公務員法については、すでに民主的
な科学的な人事行政制度が確立せられ
ておる。次に地方公務員の番である

いふふうにお話になっておりますが、今日までの國家公務員法の運用状況を見ますと、相当改善されたむきも私どもはあると考えるのであります。が、一番重要に私どもが考え、まずく民

主的な運営において大事であると考えられておりましたところの公務員の賃金ベースの問題が、遺憾ながら不十分なのであります。せつかく人事院というものがあつながら、この賃金ベースのものが今日十分尊重されておらないということは、民主的な機構をつくり上げ、また民主的な人事行政をやります場合に、一番大きな支障になつておると私は考えるのであります。今般地方公務員法ができましたも、もしもこの給与の問題におきまして、遺憾な点があつたならば、せつかくつづけに改善をなす必要があつたと思つて、私は、

ということになりはしないか、今日のような生活状況でありますと、いろいろ科学的管理その他が行われましても、公務員自体がほんとうに安心して働くことのできる体制にならなければ、その効果は十分上がることができないと思います。これは御承知の通りだと思ふのであろうと思いますが、今日までの委員会の情勢でありますが、今日までの委員会では、おわかりだと思いますが、地方公務員法が実施せられましたあかつきにおきまして、地方の財政というものが不十分でありますと、やはりせつかく体系ができましても、その内容が所期した効果をあげ得ないことを、私どもはおそれるのであります。この点にはおそれるのでありますが、この点に関しまして、大臣はいかなうなお考えをお持ちになれるか、伺いたいと思います。

○岡野国務大臣　お答えを申し上げます。

國家公務員法におきまして、給与の問題なんか、実は円満に行つていないということは事実であるように私は考えております。そのために地方公務員におきましては、それが円満に行くように國家公務員法よりは、よほど吏員の権限を拡張してやつて行くというふうに書きかえてあるはずでございます。

それからお説のように、今地方財政の点におきまして、給与の点において非常に苦しんでおる現実の姿も御承知の通りでございますが、これにつきましては一応御了解を得たいと存じますことは、先般お通しをいただきました地方税法が実施されまして、まだ約二箇月にしかなつておりませんで、徴税の面におきましても遺憾の点多うございします。また財政委員会が出発したばかりでございますして、財政の確立の基礎はできましてけれども、十分なる運営上の確立ができておりません。また税法の点におきましても、いろいろ考へなければならぬ点もございしますの少しこの地方税法というものを、もう少ししつかりしたものにし、同時に徴税援俸の点、また徴税吏員の点、いろいろ徴税をうまくやつて行つて、地方財政を充実にやうという方向に進めたいと思つて、地方財政委員会とも協力しまして、地方財政の確立をはかりつつある段階でございます。でございますから一面におきましては地方の財政をゆたかにして、そうして公務員が安心して給与の点なんか十分なる待遇を受けるようにし、同時に今回の地方公務員法におきましては、そういう点においてよく理事者と話し合いを十分し得るような法案の内容にしてください。

ますから、これは国家公務員法よりは
地方公務員の方がよほど進歩してお
るものと考えております。ただいまお尋
ねの点についてそれだけお答えしてお
きます。

○床次委員 大臣は地方公務員法の運用につきまして、財政的な裏づけにおいて相当業績的にお考えになつておりますが、なか／＼そうは行かない、せっかく体系をつくりまして、財政の裏づけを十分していただきませんと、ほんとの効果はあがないといふことを指摘いたしましたのであります。特にお話がありましたのが、税法の問題につきましては、これは過渡期でありますから、漸次その実質上の充実を持たなければならぬと思ひますが、税法と相伴いまして、基礎法になつておりますところの地方財政平衡交付金制度

が、今日法規に掲げましたような趣旨において十分運用されておられない。その必要と考えられるところの額が、実際ににおいて交付金として予算面に現われて来ないということが大きな欠陥なものであります。こういう重要な一つの基礎、地方財政平衡交付金また地方税法並びに地方公務員法、この三者が地方自治制度、財政法と相伴いまして、それと円滑に動くことによつて、初めて地方公務員法の効果があるものであります。この一つが欠けておつてもいけない。特に財政的な片方の足でありますところの平衡交付金が、とかくないがしろにされつゝある現状におきましては、現在の公務員法ができましては、現が入らないことをおそれておるのであります。大臣は比較的樂觀しておられますが、この点は私に國家公務員法と同じような轍を踏むの

ではないかということをおさめるのであります。十分にお考えをいただかなければならぬと存するのであります。これはあるいは意見の差だとおつしやるかもしれませんが、私は十分注意を喚起しておきたいと思ひます。

次にお尋ね申し上げたいのは、今日の地方制度におきまして、地方公務員がある程度まで地方の政治に積極的に参加するという機会が与えられることによつて、地方自治の発展をよけいに期待し得るのではないかということを考えてゐるのではありませんか。地方にあることは、地方公務員はいわゆる知識階級といたしまして、相当民主政治に対しての指導的と申しますか、民主政治の徹底に關しましては、相当責任ある地位にあるのでありまして、またこういう人たちが正しい政治の運用に當つてくれればならば、民主政治というものゝの発展はやりやすいものだと思つておるのでありますが、今度の地方公務員法におきましては、公務員のそういう立場におきまする関心に対しまして、非常に消極的な取扱ひがなされておるように思ひます。この法案の趣旨を見て参りますと、公務員の身分あるいは勤務の条件その他の立場におきまして、根本基準を確立することによつて、行政の民主的、能率的な運営を發展させたいというふうに見えておりますが、しかしそれと同時に、公務員そのものも積極的に地方自治に關与せしめると申しますか、政治に対しまして十分その力を發揮せしめますと、一層地方自治の民主的な発展が行われるのではないかというのを思うのであります。その点に關しまして大臣の御意見を伺いたいと思ひます。

○岡野國務大臣 お答えを申し上げます。前段の点におきましては、床次委員のお説しごとく、もつともでございます。まして、平衡交付金法の問題も、私も頭に考へておりました。もう少し運用並びに法律のある程度の修正というところまで行かなければならぬかと考えておりますが、たゞいま具體的にどうしたらいいかという成案は得ておりません。しかし床次委員の御説はしごくごもつともでございますから、よく御趣旨を体しまして、今後奮勉いたしたいと存じております。

第二に、地方公務員が政治すなわち自治に対して、もう少し活躍するようにした方がいいという御趣旨のようでございますが、今度の新地方公務員法におきましては、別に政治活動について、非常な制限をしているという点は私はないと思ひます。ただ選挙に對するとか何とかいうようなときに、あまり公務員の中立性を阻害するといふようなことは、これはやめた方がいい。すなわち政策を決定する政治といふものに、あまり公務員が関与することは、私は自治行政の上においてよくないし、また公務員その人のためにもよくない、こう思ひましてある程度の制限をしている次第でございます。私はその点においては、あるいは見解が少し違つておるかとも存じますけれども、地方の公務員すなわち行政官としての身分を保障し、同時に全体の奉仕者として、中立的に立つに地方行政ができて行くというように保護する意味において、少しの制限を置いておる、こういうふうに御了承願ひたいと思ふのであります。

○床次委員 現在わが国は新憲法実施

以来、比較的年数が若いのでありまして、正しい意味において民主政治を徹底せしむる、また地方自治をほんとうの姿に現わしたいというためには、単にこれを放任しておいたのではなかなか得ない。むしろそういう方面に理解のある者を推しまして、十分な活動させるという立場も考えなければならぬのではないかと思ふのであります。外国の例から見て参りますと、公務員は中立性を持つという点につきましては、これはすでにある程度民主政治の慣行等が確立してさしつかえないと思ふのであります。日本のような現在の状態でありまして、正しい方面には大いに助長しなければならぬ方面もあるのではないかと。悪い方面に利用されますと、これはよろしくないことはもちろん明らかであります。過去においてもかかる弊害があつたことを、私もは見受けるのであります。むしろ積極的に公務員等をして、大いに理解に努めしめるという方面も、お考えになる余地があるのではないかと。思ふのであります。この点につきましても重ねてお伺ひをいたします。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。外国の例もいろいろございまして、しかし現下の日本の政治情勢並びに社会情勢から考えまして、国家公務員法でも規定されておりますごとく、あまり公務員が政治に没頭して、自分の本職を忘るるとか、あるいは自分自身の立場の中立を欠いて、ある一政党もしくは一部の勢力のみに對して非常な活動をするというようなことは私はおもしろくない。やはり公務員といふものは一部のものの奉仕者だけではない

くて、全体の奉仕者である。そういう意味において、全体の奉仕者として居させるのには、たゞいま御提案申し上げておりますような公務員法、すなわちそれが出来るところは、国家公務員法において規定しておるがごとき方向に向つて、地方公務員もやはりやつて行つた方がいい、こう私は考えておる次第であります。

○床次委員 公共の奉仕者であるという点においては、国家公務員も地方公務員もかわりはないと思ふのであります。特に国家公務員と地方公務員との間に、ある程度までの差をおつけになつたようであるが、この差をつけたら、お尋ねしたいと思ひます。

○岡野國務大臣 国家公務員と申しますものと、地方公務員といふものの差をつけた点は、御承知の通りに自治をやらして行きたいという意味におきまして、国家の吏員と地方吏員といふものはおのずから差がございまして、すなわち自治を許しておる地方公共団体の吏員といふものと、国家公務員を使つて行政をしておる国家の吏員といふものは、性質上の差があると思ひます。こういうような考えから差がついたわけでございます。

○床次委員 たゞいま御答弁がありましたが、国家公務員と地方公務員との開きについて、自治団体の自主性を認めなければならぬという点につきましても、これは一つの自治団体の特色であると思ひますけれども、しかし公共団体に自主性があるからと申しまして、地方公務員の政治活動そのものに、本質的に差をつける必要があるかどうか。あるいは差がつかなければなら

ないかという因果關係について、私も了解に苦しむのであります。またそれと同時に地方公共団体は非常に多様性を持つておるということも、ここに理由として考へられておるのであります。多様性を持つておるということに對しましては、地方団体の大小あるいは事業のいろいろ複雑性ということもありまして、これが同時に公務員の政治活動等に關しまして、どれだけの差をつけなければならぬかというところにつきましては、相当疑問があるような気がするものであります。●の点に關しまして、本質においてどれだけの差をつけなければならぬかといふことは、多少私も疑問に思ふのであります。私自身の考え方から申しますと、国家公務員に關しましては、現状の規定は少し行き過ぎがあるのではないかと感じました。これは私の主観かも知れませんが、私も私のような感じを持つのであります。この点大臣にお伺ひをいたしたいと思ふのであります。

○岡野國務大臣 お説しごとくもつともであります。国家公務員と地方の公務員とは性質が違つておりますから、その点におきまして、政治活動をした人間に對しては三年以下の懲役十萬圓以下の罰金というやうな、非常にやかましい規定がございまして、非常にやかましいし地方公務員におきましては、国家公務員法があるにもかかわらず、その罰則まで除いて緩和しておる、こういう点を御了承願ひたいと思ひます。

○床次委員 今この差をお述べになりましたが、公共団体であるからといふだけの理由からはそれだけの差が出てこないように思われるのであります。もう少し何か詳しくその理由が御説明できますならば伺ひたいと思ふ。單純に公共団体の自主性、多様性といふますが、国家と公共団体と違ふのだ、従つてその職員の差もあるのだといふだけの理由ではちよつと納得いたしかねるのでございますがいかがでしょうか。

○岡野國務大臣 私どもも床次委員のお説がはつきりくみとれません。しかし公務員と申しますことは、国家公務員であつても地方公務員であつても、やはり全体の奉仕者として、国の行政へ参与しておるので、性質はまったく同じものでございます。でございば、国家公務員法でやつてゐる通りの公務員法をつくらなければならぬかと考えます。しかしながら私が先ほど申し上げましたように、地方公共団体といふものは自治を許して自主性を認めておるのである。同時にまたいろいろ一萬数あるところの公共団体といふものは、種々雑多な形態を持つておりますから、この多様性に対しても適用しなければならぬ、こう考えまして、国家公務員法よりは地方公務員法がいくらか緩和してあると同時に、自由裁量にまかして、地方々々の条例によつて、ある程度まで規制して行く、こういうやうな理由を許しておる点において、やはり地方公務員の方が自由がよけいにきく、こういうふうな仕組んでございまして、でございましてから厳格に申しますれば、私は全体の奉仕者たる公務員は、国家の公務員も地方の公務員も同じようにして行かなければならぬと思ひますけれども、自治を許

し、自主性を認め、多様性を認めると
いう点において、国家公務員法よりは
かわつた地方公務員法を提出した、こ
ういうことになるわけでございます。

○床次委員 各論に参りましてからも
う少しお尋ねしたいと思うのであ
りますが、ただいまお話の地方公共団
体の自主性の問題であります、これ
は自主性を持つておるから規定をする
主体は国家とは違ふかもしれない、こ
れは明らかにかつて思ひます。また
相当の多様性がある。これは事業がい
ろいろあるから、多様性もあるかと思
ひます。しかしながら、政治に關与し
得るという公務員の立場において政治
活動等をおこした場合には、同じ公務
員の立場において、著しくと申します
質において差があるということにつ
きましては、いささかこれは理由にな
らないのであつて、もつと本質的なこ
ろに、差をつける理由があるならばあ
るのではないかと私は考へるもので
あります。あるいは国の方は人事院の
規則で定め、あるいは法律で定める。
府県の公共団体にありましては、条例
その他で定める。あるいは主体が人事
院なり人事委員会なりいろいろのもの
であらうと思ひますが、政治活動を許
されるところの行動の範囲内におきま
しては、同じ公務員という立場におき
ましては、同じでしかるべきではない
か。差をつけるならば、まだ／＼ほか
に特殊な理由があるのではないかと思
うのであります。たとえば公職選挙法
等にもありますが、身分の關係上、そ
れが選挙に影響を及ぼすということ
に対して規定がありますが、国家公務
員と地方公務員とは、その間に多少の差

があるというやうなところから、本質
的の差が生れて来るのではないか。こ
れは一つの考え方でありまして、その
よゝな意味におきまして、何かその本
質的の差があつて、そして差をつける
ということになるのではないか。單
なる公共団体と国とは違ふのだとい
うだけでは、私はどうも理由にならない
という感じがいたしますのであります。

○鈴木（警）政府委員 この政治行為の
制限につきまして、国家公務員と地方
公務員との間に何ゆゑに差異を設けて
おるかというところのお尋ねのやうで
ございますが、これは先ほど来岡野大臣
から申し上げましたやうに、地方団体
の自主性、多様性という点につきまし
て、地方公務員法案の立案に対して配
慮いたしておりました。政治的行為の
制限の規定を立案いたしました際にお
きまして、そのやうな見地からの調
整を、国家公務員法のつておりま
すやうな原則を採用しつつ、そのや
うな点の調整を考へて立案いたしました
次第であります。その規定の基本的
な考え方につきましては、この法案の
中にも、職員の政治的中立性を保障す
ることにより、地方公共団体の行政の
公正な運営を確保するとともに、職員
の利益を保護することを目的とするも
のである、こゝういふ基本的な精神を堅
持いたしておりました。そのやうな
考え方に対してしまして、それ／＼地方
団体の自主性、多様性というやうな面
からの調整を加えて立案いたしましたの
でございます。従つて国家公務員法と
の關係におきましては、基本的な考え
方においてはかわりはないのでござい
ますが、ただ先ほど来申し上げており
ますやうな理由から、そこに若干の調

整を加えておる。たとえば政治的行為
の制限の範囲につきまして、条例で
定める行為というやうなものを附加い
たしまして、基本的なものだけは法律
に書きまして、全体としての統制と申
しますか、スタンダードを明確にいた
しました。さらにそれに加へますと
ところのものは、それ／＼の地方団体
において適宜考慮して行く。但しそれ
があまりにも地方公務員法の基本的な
精神を離れるものであつては困ります
ので、そのやうなものは、今申し
上げましたやうなこの規定の運営の精
神に逸脱しない意味において、立案せ
られなければならない、施行されて行
かなければならない、こゝういふことを
同時に考へておるのであります。

○床次委員 ただいまの問題につきま
しては、もう少し先に参りましてか
ら、さらにもう一度こまかく研究させ
ていただきたいと思います。

次に参りたいと思ひますが、今度の
規定の中におきまして、人事委員会、
公平委員会、いづれも各公共団体に設
けるやうになつておりました。場合に
よりますればこれを共同でし、あるいは
は事務を委託するといふやうな形式を
も考へられておるのであります。人
事委員会あるいは公平委員会なるもの
を、やはり個々のものが自主的に選
してきめる、自分のところへ置くな
り、他人にまかすなり、それ／＼その
公共団体が自主性を持つてきめるわけ
であります。その機關が共通に行
得る仕事というものが予定される關係
上、そのやうなふうな扱いになつてお
るのだと思ふのであります。個々に置か
なくとも、これを経費の節約その他の
立場から共通にやらしてもさしつかえ

ないという見地から、お考へになつて
おることと思ひますが、この考へを一
層徹底せしめまして、ある程度まで一
つのものでやらせる。あるいは必ずし
も一つでなくてもいいのであります
が、限られた数の公平委員会、果なら
果に一つの公平委員会を置きまして、
それ／＼各町村のものに使わせるとい
うことができるかどうか、御意見を伺
いたいと思ひます。

○小野政府委員 私からお答を申し
上げます。今回の地方公務員法案にお
きましては、人事委員会あるいは公平
委員会を置くことになつております
が、その中でただいまお話になりました
人事委員会の例をとつて申しますな
らば、都道府県あるいは五大市等につ
きましては、人事機関として置くこと
になつておりますが、その他につきま
しては置かないで、あるいは公平委員
会等を置くといふやうなことも考へら
れます。あるいはまた人事委員会
等を置きます場合でも、共同設置ある
いは事務の委託というやうなことも考
えらるるわけでありまして、その場合
にだいたはお話になりましたやうに、か
り果の人事委員会ができて、それに事
務を委託するといふやうな場合も、観
念的には私は可能であらうと思ふので
あります。ただ先ほど来大臣からもお
話がありましたやうに、果内における
地方公共団体の多様性というやうな点
を考へますといふと、おのづからある
いは経済上、あるいは交通上の条件に
よりますて、やはり適当な地域あるい
はブロックというやうなふうな扱いに
まつて、共同設置をするといふやうな
場合が、具体的には起るのではなから
うか、かやうに考へられますので、考

え方としては床次さんの言われますや
うなことも考へ得るかと思ひます
が、實際問題としては、おそろしく適
当な地域あるいは公共団体に置くとい
ふやうなことが、具体的な考へ方ではな
かるうか、かやうに思ふ次第でござ
います。

○床次委員 あと少しこまかいこと
について一応前提としてお聞きいたし
たいと思ふのであります。公共企業
の職員に對しましては、別に特例を設け
られるやうであります。いわゆる一般
現業従事員と申しておりますものに對
しましては、やはり一般職として取扱
われるやうになつておりますが、公共
企業の職員と一般現業従事員との間に
差をつけられようとした理由につきま
しては、どういふやうな理由がありま
すか、お聞きいたしたい。

○小野政府委員 公益企業の職員と、
それから現業職員及び一般行政職員、
大体三つのグループがござるかと思
ふのであります。しかしながらいづれに
しましても、地方公務員であるとい
うことについてはかわりがないと考へ
ております。まず第一に現業職員の問題
であります。これは国家公務員法に
おける身分取扱いと關連して考へる必
要があるかと思ふのであります。国
家公務員法の考へ方は、種々な経過を
たどつては参りましたが、現行法によ
りましては、現業非現業の區別はなく
して、公務員たる身分扱いといふこと
で処理せられたものと、私どもは了解
しておるのであります。さやうな意味
合ひにおきまして地方公務員法にお
きまして、国家公務員法における現業
職員の取扱ひ方と關連をし、またこの
間の權衡を失しないやうに、なお今後

研究をいたして参りたいと考えておるのではありません。公益企業の職員につきましては、公益企業と申しますものが、公共の目的のために収益を加味して、地方公共団体の経営する企業というふうな大體定義することができると思ふのでありますが、従つてその會計も特別會計でございますし、計算もまた独立採算制をとつておるといふような点から、おのずから企業性を持つたものであるがために、その間の労働関係もやはり同様の考え方から処理した方がよいではないか。こういうことからこれを切り離して別の扱いにしようという考え方でありまして、国家公務員に対する日本国有鉄道あるいは専売公社の公共企業体の職員の扱い方と、似たような考え方を持つておるような次第でございます。

○床次委員 たいだいまお話がありました、いわゆる公共団体の多様性の立場から見ると、一般現業員といふものの取扱ひ、現業従事員と申しますか、こういう種類のものは、国の職員とは大分趣が違つてゐるのじやないか。公共団体には非常にいろいろな種類が多いのではないかと、いふに認められるのでありますが、必ずしもこれは国の公務員に準じまして、そのまま同じ取扱ひをする必要はない。むしろ公共企業職員の扱ひを別に分類するといふことも考えられるのでありますが、この点に關しましては、いかようにお考えになりますか、伺いた

いの経費がまかなわれておるといふ点から申しますと、特にこれを地方公務員たる身分からははずすといふことは、かつて不均衡になるおそれがあるのではないかと、いふことも考えられるのであります。しかしながら、床次さんが言われますように、その仕事の実態から考えまして、主として筋肉を使う仕事が多いといふような点や、その他労働量を測定しやすいような職であるといふような点や、いろいろの観点から、これにつきましてはなお研究を加へる問題が残されておるといふふうに思ふのであります。しかし現行の国家公務員法の取扱ひ等と合せまして、これを処理して行くことが最も妥當であると思つておりますので、私どももいたしましては、国家公務員法の扱い方とあわせて、この問題につきましては、なお検討を加へて行くようにいたしたい、かように現在考へておる次第でございます。

○床次委員 いずれ各論のときに伺ふことと思つておりますが、一応この機会にひとつ御説明いただきたいと思ふのは、団体の交渉権の問題であります。本法案におきましては、いわゆる団体交渉権なるものは認めておらず、書面によるところの申合せといふことを書いてあるものでありますが、一応個々の審議に入ります前に、この問題につきまして、御説明をいただきたいと思ひます。

○小野政府委員 団体交渉につきましては、本法案の中の第五十五条以下にあるわけでございますが、この点につきましては、少くとも職員の団体の結成をすることが出来る道を開きまして、すなわ

ちこの職員の団体は、地方公共団体当局と交渉をなし得るための団体でございます。この交渉は、御承知のように職員との給与とか、勤務時間その他の勤務条件に關しまして、当該地方公共団体の当局と交渉することが出来るわけでございますが、しかしながら地方団体の当局という考え方は、結局地方住民を代表しておる機関たる地位にありますがために、この団体交渉の性格は、いわゆる対等の立場における交渉という意味ではなくして、ここに特別な意味合いが含まれておると申さねばならぬかと思ふのであります。従ひまして、この交渉によりまして、意見の一致を見る場合におきまして、この法律案におきましては、書面によつて申合せを結ぶことが出来ることになつておりますが、これはやはり法令、条例、地方公共団体の規則あるいは機関の定めでおる規定に抵触しない範囲という制限が付けられておるとは、当然だと思ふのであります。また交渉をいたしたとしても、当局との間に団体協約を結ぶものではない、権利を含むものではない、こういうことになつておりますのは、一昨年出されましたマ元帥の書簡等の趣旨から考えまして、その後国家公務員法に織り込まれた精神とにらみ合せましても、かように考へて行く必要があらうと思ふのであります。国家公務員法の考え方に基づいて、この交渉を認めますが、先ほど申しましたようなくあいて、一定限度において、書面による申合せをすることが出来る道が、この法律案においては開かれておる次第であります。

○門司委員 先に申し上げておきますが、私はこの法案に対する私どもの意

見を中心としたことについての大臣への質問は、明日にいたしたいと考えておるのであります。きよう大臣に直接お聞きをしておきたいと思ひますことは、主として大臣の説明の要旨についてたゞしておきたいと思ひますのであります。従つてひとつ説明の要旨について御答弁が願ひしたい、こ

この説明書によりまして、いろいろ書かれておるのでございますが、一番冒頭に、科学的あるいは民主的の人事行政の制度の確立がされるというところは、憲法に基く民主的の行政の基礎を定めることであるといふふうに書いてあるものであります。公務員の地位といふものと身分といふものが、民主的、科学的な人事行政の制度によつて、ほんとうに憲法に基く民主的の行政の基礎ができるという点について、もう少し詳しく御説明が願ひたい、こ

こう考へておるのであります。それは御存じのように、日本の地方自治体のあり方というものが、ここにも書いてありますように、昔からの長い伝統の上に築き上げられて参りましたところの官吏制度といふものが、一応薄らいつて、そうして地方の自治体が非常に強化されたといふことになる。そのため地方の公務員の身分といふものが、やはり何らかの民主的に、科学的に人事行政の行われるようになつていかなければならぬといふようなことについて、もう少し詳しく御説明が願ひたい、実は考へておるのであります。

○岡野國務大臣 門司さんの御質問にお答え申し上げます。民主的、科学的と申しますことは、現状における地方

公務員といふものが、複雑、乱雑なる、しかも経過の規定により、切捨てごめんのごとき状態になつておるといふことについて、どうしても身分を保障し、福祉利益を与へ、同時に中立性を保たせて行かなければならぬ、こ

存じますが、その詳しい事情をひとつ政府委員から御説明を申し上げます。と申しますことは、現状において、いかにも地方の公務員が経過的の死文に属しておるものによつて規律されておりました。もしくは町村の方面におきまして、何らの身分の保障がなく、切捨てごめんの状態になつておるといふこともございます。やはり全体の奉仕者として地方自治の行政に全身安心して努力して行くためには、りつばな身分保障の法律をつくつてやらなければならぬ、こ

科学的、民主的といふことを申し上げた次第であります。詳しい事情は政府委員によつて御説明申し上げます。

○鈴木（俊）政府委員 今大臣から申し上げましたように、現在の地方公務員の制度は民主的、科学的な人事行政制度から申しますと、非常に離れておるのであります。まず第一にその基礎的な法規の点に考へてみましても、地方自治法が国会において制定せられます際に、終戦直後地方制度の改正の際におきましても、国家公務員の制度と即応いたしまして、地方公務員の制度についてはすみやかにこれを民主的、近代的な人事行政制度の理念に立つた改革をしなければならぬといふことが、当時から国会において論議せられ、また附帯決議等にも見えておつたように

記憶しておるのでございます。そういう状態であります。現在は地方自治法の附則並びにこれに基く経過的地方自治法の施行規定におきまして、都道府県の職員につきましては、大体すでに死文になっております官吏の任用被服令でありますとか、あるいは官吏の懲戒令あるいは官吏の分限令といったようなものが準用されておりますし、さらに明治時代にでき上りました官吏服務規律に範をとっておりますところの、東京都の職員服務規律あるいは道府県職員服務規律、あるいは市町村職員服務規律というふうな古い規定が依然として地方公務員を支配しておるような状態でございます。さらに一昨年のマッカーサー書簡に基きまして、できまして御承知の政令二〇一号、これが今日国家公務員につきましては、すでにその効力を失つたにもかかわらず、依然としてそういうような形のもので、地方公務員にも適用されておるのでございまして、これはすみやかにそのような理念に基きまして、法の基礎の確立ということが必要であらうと思ふのであります。そのように法規的な根拠におきまして、非常に千差万別の状態でありまして、その間に一貫した、統一した原理を発見することに苦しみような状態になっておるのであります。また具体的な問題として考えてみまして、今大臣からも御指摘がありまして、たとえば身分保障という点から考えてみても、現在懲戒制度、あるいは分限の制度等が都道府県の職員につきましては、旧来の官吏懲戒令、あるいは官吏分限令の規定によつて行われておりますが、これ

はいわば事前審査の制度でありまして、免職を命じます場合には分限委員会、あるいは現在では都道府県職員委員会などの審査を経てやることになっております。市町村等は懲戒審査委員会の審査を経てやるということになっておりますが、こういう事前審査の制度は、やはり考え方にありますと、かくなのとき責任を委員会に転嫁いたしまして、真に利益を保障するゆえんでない。むしろ事後において人事委員会なり公平委員会というような機関がこれを取上げて、さらに審査し、あるいはこれを取消すというふうなことがあり得るといふような、事後審査の建前にいたした方が、さらに身分保障の趣旨も徹底するように思ふのであります。しかもこのいふ／＼な福祉、恩給といふような点につきましても、従来から国家公務員でありましたものにつきましても、これは恩給法がそのまゝ準用になつてゐるのがありますけれども、新しく公務員になりました警察あるいは消防の職員等につきましても、まだ一貫を失つたところの恩給制度といふものが確立されておられません。さらに雇用人の地位等になつて参りますと、まったく従来に制度におきましてこれを放任しておつたようなかつかうであります。これは単なる民法上の雇用契約に基くもので、何ら政府として、地方公共団体として直接的な利益保護といふことを考える必要がないような建前になつて来ているのであります。こういうようなことは、やはり従来の制度の建前を踏襲しておきまして、いわゆる従来に属官あるいは三級官以上の吏員に相当いたしますものと、雇用人の処分との間にそのような

差を設けていることは適當でないのであります。ひとしく地方公務員である以上は、全体を通じて一貫した新しい民主的な、科学的な人事行政の理念に基く制度は、すみやかにつくる必要があると思ふのであります。このような意味におきまして、現在の民主的な科学的な人事行政制度の理念の導入体制の採用によりまして、地方自治の民主的な基盤の一つが確立されるものであるといふように私も考えておる次第であります。

○門司委員 どうも法案の内容と冒頭に掲げた今の説明とは、非常に食い違ひが起つて来まして、私の申し上げたのはいかにも身分の保障あるいは服務規律といふようなものがはつきり明示されておらないので、保護規定のような御説明があつたのであります。が、本案の内容は保護規定はきつめてわずかにありまして、大体政令二百一号は単に争議行為を禁止しておる上に、もう一つ政令二百一号に輪をかけた内容は、政治行為の禁止までしてゐる。この法案の冒頭に大臣が言われておられます。この民主的、科学的の要素に立つて、今鈴木さんから説明されました地方公務員の身分の保障であるとか、福祉であるとか、あるいはこれの整理であるとかいふようなことはきつめてわからずかでありまして、従つて私は聞いたのであります。一体大臣は、この法案の説明の中に、地方公務員が一番関連を持ち、また関心を持つております。先ほども申し上げました人としての権利、日本国民の憲法に定められた政治的自由の権利が、大幅に削減されておる、労働者としての権利も、非常に大きな制約を受けておるにかかわ

らず、そういうようなことが冒頭の説明書にも書かれていないで、説明はただ単に身分の保障であるとか、福祉であるといふことだけでは、私も大臣の説明の要旨の明快な答弁とは受取りにくいのであります。従つてこの問題につきまして私どもの意見を申し上げることは、先ほど申し上げましたように、明日に譲りまして、一応説明だけはその次に聞いておきます。

その次に聞いておきたいと思ふことは、地方公共団体の組織及び運営に関する根本法である地方自治法は、三日に施行されたものであつて、同法においては、近き将来において統一的地方公務員法の制定されることを予想いたしました。地方公務員の身分の取扱いに關しては、暫定的な経過措置を講じているにすぎない、こういうふうに見ますと、いかにも地方自治法は暫定的のものであつて、どうしてもこれを改正しなければならぬといふことが、すでに約束づけられたように書いてある。さらにその次には「従来の官吏に關する諸規定及び昭和二十三年七月の政令第二百一号によつて規制されている状態でありまして、近代的な公務員制度の理念と相長することと、到底、このような事態を永く持続することは容認できないのであります。」「このようふに説明されておるのであります。が、この政令二百一号は、御存じのように、政令二百一号が出なければならなかつた時の情勢、しかもそれはマッカーサー書簡の中にも、事態に即応するといふか、時代の情勢という言葉を実は使つてあるのであります。が、あ

いふ政令を出さなければならなかつた時の、あるいはまたマッカーサー書簡のどうして出なければならなかつた時の状態といふものは、おそらくこの地方自治法を昭和二十二年に制定いたしましたときには、われ／＼は予測していなかつたのであります。また私どもが地方自治法を制定いたします場合においても、この身分あるいはその他のことについて、いづれ統一のものを作らざるを得ないことも、実は大して私どもも考えておらなかつた。なぜそうであるかと申し上げますと、この点を十分大臣にお聞きしたいと思ひますが、さつき鈴木さんが言つたように、今までの都道府県の職員の服務規定であるとか、あるいは市町村の職員の服務規定であるとかいふようなものが非常に古く、ほとんど死文に化しているから、新しいものをつくるのだといふことになつておるのであります。が、私どもが旧来の条例を見てみましても、地方の公務員としてかくあるべきではなからうかという程度のものは、実は大體書いてあるのであります。その条項と、今度の公務員法といふものは非常に大きな隔たりを持つた条文になつておると思ふ。従来の地方公務員のあり方といふものが、一体どこが悪かつたかといふこと、どうしてこういうふうな改正しなければならなかつたかといふことの具体的な御説明を、この機会にひとつお願いしたいと思います。

○鈴木（後）政府委員 今お尋ねの現在の地方公務員制度のどの点が悪いからといふようなことにつきまして、先ほど若干触れましたが、さらにつけ加えて申し上げますと、まず第一に、

従来知事なり市町村長のもとに府県市町村のすべての職員が一元的に、一つの制度のもとに行われておつたわけでございますが、御承知のように、終戦後の地方制度の改革によりまして、現在地方公共団体の中には、知事、市町村長のほかに、これと対等の独立の執行機関が多数できて参つております。これは御承知のように、選挙管理委員会でございますとか、監査委員でありますとか、公安委員会でありますとか、教育委員会でありますとか、そういうものを含めるといたしまして、地方労働委員会、あるいは農地委員会、その他非常に多くの独立の任命権を持しました執行機関ができております。これらにつきましては、実は大體従来の知事のもとにありまして、その職員と同じような建前になつておりますが、何ら基本的な、相通するところの共通の制度というものができ上つておりません。また従来議会も非常に開会の数が少いという関係がございまして、議会の書記というふうなものが若干ございしたけれども、多くは府県庁の庶務課の職員と兼務というふうな状態でありまして、独立の議会の事務局というものがなかつたのでございしますが、この点も非常にふえて参つたわけでありまして、こういうふうなそれぞれ独立の任命権者がたくさん出て参りますと、やはり全体の人事行政がひとしく同じ地方公共団体に勤務して居る地方公務員として、統一のとれた建前のもとに律せられて行くことが必要であると思つております。そういう意味のいわば中央人事行政機関というものが必要であるというのが、これが近代公務員制度の基本的な問題である

と思つております。そういう意味で、これらに通じての人事委員会というふうな制度を考える必要があつたと思つております。なお先ほど申し上げました第二の問題でございますが、雇用人の制度の問題になつて参りますと、これはまた民法上の雇用関係に律せられておりました、これにつきましても、やはり公務員としての同じ基礎に立つたところの体制の整備ということが必要であらうと思つております。その他恩給の問題にいたしまして、これは今後さらに改革を加えて行かなければならぬと思つておりますが、現在是非常に不完全な状態でございまして、従来から官吏でありました者につきましては、恩給法の適用というふうな建前になつておりましたけれども、警察職員、教育職員、あるいは消防職員等で、相互の交流というふうなことがあつた場合におきまして、一休國家公務員との交流が行われました場合に、新しく採用されました職員をどういうふうにして行くかというふうな問題も、そのまま残つておるわけでありまして、これらの点につきましてもすみやかに制度を整備いたしまして、安心して仕事のできるような状態にして行かなければならぬと思つておるのであります。また分限にいたしまして、懲戒にいたしまして、やはりその自由というものは法律で、あるいは法律と同様の性質を持つた条例におきまして、はつきりとしてこれを限定いたしまして、またその手続につきましても、これを法律または条例で明確に定めて行く、そういうことによりまして、身分保障というものにより明確にし、はつきりしておるということが必要であらうと思つて

います。現在はいこれらの点につきまして、必ずしも完全でないような状態でございまして、また人事行政につきましても、いゆる不利益な処分に関しまして、現在一般的にこれを再審査する方法がないのでございまして、これもやはり不利益処分の審査の措置というものを考へて行く必要があつたと思つております。また先ほどお話ししました管理者と職員との関係を、どういうふうに扱つて行くかということにつきましても、現在政令二百一十号だけで律せられておりましたが、やはりそれをさらに明確に立法化したしまして、管理者と職員との関係を明確にするということが必要であらうと思つております。また政治的行為の制限に關しまして、やはり先ほどのお話しに關しまして、全体の奉仕者であるという立場、また政治的権利の自由という立場、この二つの要素との調整によりまして、およそ公務員としての政治活動についてあるべき基準というものを、明確に確立するということが必要であらうと思つておるわけでありまして、これらの点はやはり地方公務員法の制定なくしては、實現困難でありまして、そういう意味で現行制度に對しましては、幾多欠陥不備の点があるもので、これをすみやかに一つの統一せられたる基礎の上に確立をするようにして行きたいというふうな考えでおる次第であります。

○門司委員 大分長く説明を聞きまして、たが、そういうことはよくわかつております。別にお聞きしなくてもよいのであります。私の聞いておりますのは、一休どういふ不都合があつたかというところであります。たとえば争議行為を禁止いたしておりますが、どこで争議行為があつて、どれだけの不都合があつたかということ、公務員の政治的活動が、日本の政治の上にとだけ悪い影響を持つておつたかということ、この法案を制定いたします基礎的問題であります。これをひとつ示してもらいたいと思つております。今の鈴木さんのお話になつたようなことは当然のことであつて、別段むずかしい問題でも何でもない。もし鈴木さんがそういうお考えだとするならば、この法律にありまして、今ちよつとも触れられなかつた政治の問題であるとか、あるいは争議行為の問題は、現状のままにしておいた方が、労働者の權益というものが十分守れるのであります。これに制約を加えるということには、決してこれは労働者の福祉を増進をしたとは言ひたいのであります。その点をひとつ率直にお聞かせ願ひたい。一休どの自治体でどういふ争議をやつて、どういふふうな住民が迷惑をしたのか、地方の公務員の政治行為が、どういふふうな日本の政治史上に汚点を残したのか、この点をひとつもう一應御説明が願ひたいと思つております。

○鈴木(俊)政府委員 この点につきましては、終戦後のいろいろの状況、これは先ほど申し上げたとお触れになりましたが、たとえば、いわゆる行政官庁でございまして、業務管理というふうな名のもとに、地方団体の行政運営が、かつて本来の方式に基きまして、その行政運営の方式から離れまして、別個の形で行われたというふうな事例がありました。またその後におきまして、任用あるいは免職というふうなことに關しまして、いろいろの問題が起つておりますことは事実であります。そのような問題につきまして、政令二百一十号というものは、若十の調整を加へ、爾後におきましては、かつて見られなかつたような問題が起つていないことは事実でございます。しかし、この現在のような状態において放置するといふことは、いかに考へましても、不適当である。大體人事行政のいろいろな法規を見るにいたしまして、職員の立場から申しまして、また人事を管理する者の立場から申しまして、一休どこに何が書いてあるか、またたくわらないような状態である。これはやはり各職員につきまして、自分たちが規律せられておりましたところの基礎的な法規が、もつと一見して明確にわかるような状態にしておかなければならぬと思つております。たとえば給与の問題に關しまして、一休これが法律違反である、従つて檢察官に起訴されて、裁判所において取上げられるといつたような問題もございしましたが、これらの点は、はつきり規定をいたしておりましたために起つて來る問題でございまして、私どもといたしましては、現状のままに放置するといふことは、いかに不適当である。ことに雇用人等に関しまして、何ら規定がないといふことは、そこに明らか

そこを避けたいと考えておりますが、私どもその意見に対する質問は明日にいたしたいと考えておるのであります。主として大臣の御説明についてお聞きしたいと考えておるのであります。そこで鈴木さんの今の御答弁のようなことは、十分われ／＼も承知しておりますが、もしそういうあなた方の御意見であるとするならば、この問題は私どもの意見をここで申し述べて、私はさらにそれについての質問を一応いたしたい、こう考えておる。それはいろ／＼言われておりますが、地方公務員としての範囲を、一体どういうふうな職責の上からお考えになつておるかというのを議論しております。非常に長くなりますので、私はききようはつとめてそういうことを避けて、従来のままの姿で、どこに一体不都合があつたかというのを聞いておるのであります。ここに、今指摘いたしました政治的行為があるいは争議的行為によつて、どれだけ一体不都合があつたかというこの具体的な事実を示してもらいたい。そういういたしませんと、かくなるであらう、あるいはかくすることがいいのだという抽象的なもの、考え方、法律をきめて参りますと、現実に労働者の諸君の基本的な人権を奪わなければならないような、こういうものをきめなければならない、いわゆるわれ／＼が参考とするに足る具体的なものをひとつお示しが願いたいと思ふのであります。従つて従来のままでは日本の政治史上、地方公務員がことさらに汚点を残したというようなことが見当りませんので、今までの通りでよくはないか。もし今までの通りで悪いというならば、その点をひとつ指摘

してもらいたい、こう実は聞いておるのであります。政治行為に対して、一体今まで服務規程がどこが悪かつたか。

○鈴木(後)政府委員 今の政治的行為の制限につきましても現在の服務規程がどこが悪いのか、そのためにどういふ問題が起つておるかというようなお尋ねでございますが、これはたとえばある地方団体におきまして、長の選挙が行われるというやうな場合を考えてみますと、これはどうしても自然の勢いといたしまして、その職員の中で、その長を非常に支持したい者が出て来る。あるいは必ずしも長に限りません。あるいは以下の副知事でありまつか、助役でありますとか、あるいは中の適当な地位の人が立候補するとかいふやうな場合になつて参りますと、どうしても果庁の中の職員あるいは市役所の中の職員というものは、勢いあるいはこれを支持し、あるいはこれを支持しない、あるいは中立的、傍観的な立場に立つというやうな傾向になつて参るのであります。このことは、私ども若干の事例を承知いたしております。そういうことの結果といたしまして、そのこと自体がいい悪いはともかくといたしまして、選挙後におきまして、今度はそれに伴ひまして、どうしても人事の上での扱いというものが、この影響を受けて参るといふことは、きわめて見やすい理でございます。そのやうなことも若干あるやうに考えられるのであります。そういうやうな点から申しまして、やはり公務員というものは、全体の奉仕者であるという性格を明確に打出しまして、従つ

て政治的にはあくまでも中立であり、これはまづ行政の技術的な処理者である、こういう性格を明確に出すことが、この地方住民から申しまして、常に公正に行政が行われておるといふ信頼感を持つ点からいって、どうしても必要であると思ふのであります。政治的行為の制限と申しますものは、すでにアメリカにおける大統領制度のもとにおきまして、過去においていかにいろ／＼な問題が起つたかというところを見ますと、同じやうな制度のもとに立つておられますが都道府県あるいは市町村の選挙制度のもとにおきましては、そのような事態が、同じ人間であります限り、当然にあり得ることが予想せられます。過去におきましてはなかつたやうに考えられます。また今後におきましては、そのやうなことがい／＼一般化するであらうというふうな、私ども考えておるのであります。行政職員の政治的な中立性を保障することによりまして、真に全体の住民のための行政というものを確立して行くことが必要であらう。これが政治的行為制限の理由であります。○門司委員 そうすると、今の鈴木さんの答弁だけを聞いておきますと、別に今まで不都合なことはなかつた、そういうことがあるであらう、というやうなことに解釈するのが私は正しいと思ふ。政治的に中立でなければならぬというところは一応わかつております。わかつておりますが、しかし地方の自治体も、これは中央と同じであります。首長はある政党に所属し、しかもその政党の幹部であつて、その政

党の持つておりまする地方の自治体に対する施策というものが、大きく打出されて、これがスローガンとなつて選挙が行われておる。従つてその地方の自治体というものは、首長の主張いたしまする政策に対して住民がこれに共鳴しておるということである。そうするとやはりその政治的行為というものは、そこに大きなものによつて打出された行政に対して、むしろそこに勤めております者が、政党的には多少意見を異にいたしておりましたも、ひとたびきまつてしまつた場合は、その首長の指揮命令のもとに職務を行うというのには当然でございます。その場合の政治的中立というものは私どもはつきり言えるのであつて、首長の考え方と属僚の考え方が違つておつて、満足な運営ができないことはわかり切つておる。この場合の中立性は、これはむしろなければならぬが、それだからといって、一切の政治的行為を削るというやうなことは、私ども、弊害がなかつたという事になつて参りますと、この公務員法全体を貫いておきます一つの精神の上に、多少の疑惑を持つておられますが、しかしこれ以上ききようはもうこのことについて質問はいたしません。これはいづれ後刻また質問をいたしたいと考えております。

その次に聞いておきたいと思ふことは、やはり説明書の中に行財政の両面の改革が地方自治の上に最も必要である。改革の一環としてこれが行われなければならないというのを強調されておられますし、従つて地方自治の確立の途上において、やはり憲法の趣旨に沿うようにするには、どうし

てもこういう法律が必要だというやうなことが大臣の説明書の中に書いてある。そういたしますと、この行財政の確立であります、一体大臣は今日の行政で地方財政が確立したと言ひ得るかどうか、この点をひとつ伺ひたいと思ひます。

○岡野国務大臣 お答え申し上げます。先ほど床次委員の御質問にお答え申し上げましたやうに、地方税法が通りまして財政の確立の基礎ができたわけでありまして、まだ施行後三、四箇月にしかありませんで、しつかりした確立はできていないと私は見ております。でございますから、今後財政の確立のためにはもう少し手直し、手入れをしなければならぬことは事実でございます。しかし確立ができていないのじやなくて、確立の基礎はつづばにできておる。この基礎工事の上に少しく手直しをして行けば確立はして行く、私はこう考えております。

○門司委員 そういたしますと、大臣はこの問題については、大體地方財政法ができておる。地方税法の改革が行われたから、それで財政の確立はできておるというやうに解釈してもいいという今のお話でございますが、私どもは必ずしもそれは考えないのであります。一昨日来この議場で議論をされておりますものは、主として地方財政が十分なる確立ができていないから、このやうな議論が行われておるのであります。この見解が、大臣と私どもは非常に大きな開きを持つておるのであります。従つてもう一つ聞いておきたいと思ひますことは、今の地方税法が地方財政の確立の基礎となるべきものであるということを、大臣は確信

を持つてお答えになつておるかどうか
という事であります。

○岡野國務大臣 お答え申し上げま
す。現状においてはあれが地方財政確
立の基礎になつておると、私は確信し
ております。しかしこの基礎がまだお
説の通りに十分強化されておらぬとい
うことも認めております。

○門司委員 どうも一方においては認
めて、一方においては認めていないとい
うふうなお話でありますので、この
問題も私はきょうはこれ以上聞かない
ことにいたしておきたいと思ひます。

その次に聞いておきたいと思ひます
ことは、先ほどから問題になりました
行政の再配分の問題であります。これ
は先ほど神戸先生はこの問題について
は、なか／＼私の立場としては言いに
くいというふうなお話でございました
が、少くとも大臣はここに明らかにこ
の説明の中でお話しされておりますの
で、大臣はそれが多少私はおわか
りだと思ふ。わかっているけれどもこ
なるだろうというふうないかげんな
ことで——いかにげんという怒られ
るかもしれないが、とにかく想像で
こういう重要な法案の説明はお書きに
ならないだろう、私はこう思ひます。

従つて将来どういふふうに分される
か、地方自治体の公務員諸君が、どれ
だけ社会的に重要な地位になるかとい
うこと、この点をひとつ詳細にお説明
をお願いしたいと思います。

○岡野國務大臣 お答え申し上げま
す。先ほど神戸議長が仰せになつたよ
うに、まだ調査委員會議でその内容を
発表する時期に至つていない、こうい
うことでございます。しかしながらあ
の調査委員會議が設置されました趣旨

としましては、地方公共団体における
ところの仕事をいかに配分するかとい
うことを、研究するのが使命でござい
まして、おそろく出て来るであろうと
ころの報告書は、地方の自治体の仕事
が大幅に転換され、変更されて行くこ
とだろうと思ひます。しかしながら、
それは今現在、中央の公共団体がやつ
ておるところの仕事を、市町村にどの
くらいやらせるか、府県にどのくらい
やらせるかというように、区分の別で
ございまして、でございますから、その
点におきましては、公務員法と関連は
ありますけれども、そのために公務員
法を動かすだけのものにはならぬと思
ひます。この問題は、もしこの調査委
員會議の報告が出まして、再配分がで
きまして、市町村並びに府県における
仕事の分量が、こういう性質のもの、
こういう分量のものはどういふふうな
公共団体に渡されるのであるというこ
とになれば、そのときに初めて問題と
なるのは、その仕事をして行くために
必要なる財源確立が、一番重大な問題
だろうと思ひます。でございますから
、調査委員會議の報告が出まして、
われ／＼が考えなければならぬこと
は、調査委員會議の出しました報告書
をそのまゝ取上げます場合には、同時
に並行して財源措置をして行かなけれ
ばならぬ。こう考へておるのでありま
す。そういうふうな配分ができてしま
も、十分に地方公共団体が仕事をやつ
て行けるように、地方公務員の身分を
確立しておいて、そうして調査委員會
議の報告の受入れ態勢のために、まず
この地方公務員法を確立しておきた
い、こういう考へで公務員法を出した
次第でございます。

○門司委員 どうも大臣の答弁ははつ
きりわからぬのであります。事務の
再配分につきましては、ことさらに私
は新しい事務ができて来るというよう
には考へられない。現在市町村あるい
は都道府県でやつておりますものと、
国でやつておるものとの関連性にお
いて、これだけのものは地方に譲つ
たらどうか、これだけのものは市町村
に譲つたらどうかという単なる事務の
再配分にはすぎないと思ふ。そうして参
りますと事務はふえるかもしれないで
すが、そのことのために、ことさらに地
方の公務員諸君の職責が重要になつた
ということ、私は言えないのじやない
かと思ふ。具体的に言うならば、事
務の再配分が行われて参りましたも、
下水の掃除をしております人夫の諸君
は事務の再配分が行われたからといつ
て、それだけ身分が重要になつて、ど
うしても政治的な行為までも禁止しな
ければならぬというように、非常に高
い地位になるとは私は考へられない。
単なる事務の再配分であつて、私はさ
きに申しましたように、必ずしも身分
がそれによつて上昇するとは思ひませ
んが、もし身分が上昇するといふ点が
ありますならば、ひとつ、どういふ
事務が——あるいははつきりしたこと
は言えないかもしれないが、どうい
う事務が地方に分掌される。どうい
うことを地方に委譲して行く。従つて地
方公務員の地位というものは、これだ
け上つて行くのだ、これだけ重要性が
増して来るのだといふことを、具体的
にこの機会にひとつ聞かせておいてい
ただきたいと思ひます。

○岡野國務大臣 お答え申し上げま
す。具体的事務再配分の情勢は、委
員長ですら御質問がなく、また私も事
実聞いておりませんから、どういふふ
うになつて行くか、それはわかりませ
ん。わかりませんけれども、われ／＼
が想像いたしますことは、今市町村に
おけるところの事務の大部分が国の仕
事をやつておるようになり、受け取り
ます。調査委員會議が出します報告にお
きましては、その国の仕事を市町村固
有の仕事に直して行く。こういうふう
に配分されるものと私は心得ておりま
す。でありますから、結局今まではい
わゆる委託事務をしておつた吏員が、
今度は市町村本来の仕事として、自分
の仕事としてやつて行かなければなら
ぬ。こういうふうになつて来ることに
私は思ひます。そういういたしますと、お
のずから非常な責任の相違が出て参り
ますから、それだけやはり地方公務員
も向上しておかなければならぬ、こ
う考へます。

○門司委員 それからその次に一つ聞
いておきたいと思ひますことは、今
のお話では十分自分たちも承知してお
らない。しかし事務の再配分の中には、
御存じのように、国のやつておる仕事
を地方に委譲して来る。従つてそれだ
け責任が重くなる。今までは委託事務
であつたが、今度は自分の本業にしな
ければならぬから、それだけ任務が重
くなる、こういうふうには私は解釈する
のであります。今までの委託事務、
国政事務といひましても大体その責任
の所在というものは、国から地方へ委
託された事務であるから、地方がこれ
をいかにげんにしておつたといふこと
は、私はなかつたと思ひます。同じよ
うに、やはり責任の所在は責任の所在
で、はつきりしたことをやつておる。

それ以上私は地方の公務員が、このこ
のために責任が重大になるとは考へ
られない。もし軍大になるものがある
とするならば、それは地方の行政上の
責任を負う者に對しては、ある
いはどういふことが言えるかもしれな
い。しかし一般公務員には私は同じよ
うなことであつて、決してそういうこ
との理論はあてはまらぬと思ひます。
ことに先ほどから聞いておりますと、
委員も言えないのであるから私
にもわからないというふうなお話であ
ります。さつき委員長も、大臣は
こういう説明をされておるが、しかし
これについては自分は何も知らないとい
う御答弁であります。今また大
臣も、地方行政調査委員會議のこと
については、自分は何も知らないとい
うふうなお話でありますので、この地方
行政調査委員會議といふものは一体ど
ういふ性質を持ったものかということ
であります。この行政調査委員會議が
やつておることに對して、行政
の主管大臣であります自治庁の長官
が連絡しなかつたというふうなこと
で、一体地方のほんとうの自治行政と
いふものは行われて行けるかどうか、
われ／＼はこの点を非常に心細く感じ
ておるのであります。立案をして、あ
るいは政府に勧告するものは、この行
政調査委員會議であるかもしれない。
しかしそれがほんとうに具体化して、
法律となつて現われて参ります場合
には、やはりあなたの所管になると思
ふ。そうすると、その立法化される基
礎的条件の調査をし、それを勧告す
る者と自治庁の長官との間に何も連絡
がなかつたというふうなことは、私
はこれは聞きのがすわけには行かぬ

し、また済ますわけにも参らぬのでありすが、現状において、あるいは神戸委員長の言わなかつたのを、自治庁の長官がいろいろのことを言うというのはおかしいというようにお考えになるかも知れませんが、しかしそういうことでなくて、この法案を審議する上にきわめて重要でありますので、この点が明確にならぬと、なか／＼これを進めて行くわけには参りませんので、少し言いくいことがあるかも知れませんが、速記は止めてもよろしゅうございまして、ひとつお話を願いたいと思ひます。

○岡野国務大臣 門司さんの御説は、至極私も同感なんです。けれどもこれは制度の弊でございまして、自治庁というものと、それから行政調査委員会というものは、まったく独立のものとございまして、そしておそれる事務的にいろいろ自治庁にものを開きに参たり、また自治庁もどんなふうになつてゐるかというのを開きに行つたりするのでございまして、しかもして立ておる機関というものは、まったく独立してしまつておるものでございまして、調査委員会と言わぬといふものを、私が申し上げるわけには参りません。事実私は何も知らないのです。これは正直に申し上げますが、ほんとに知らないのです。またおそれる神戸委員長御自身も詳しいことは御存じないと思ひます。今下の方でやつておるのですから、その点をお責めくださつても、私は正直のところ知らないものは知らないと言ふよりほかには方法はないわけですが、ただ問題は調査委員会が報告が出ましたら、すぐそれを自治庁長官として実行しなければならぬということも出て来ないのでして、調査委員会報告が出ましたら、自治庁はそれを検討して、いかに法律にするかというのを今後検討しなければならぬ。そのときにおいて初めて御議論のようなことをお互ひに御相談申し上げることになると思ひますけれども、ただいまのところでは、まづたゞ正直な話、知らない。知らないから、それに対して御答弁ができません。こういうことが事実でございまして、事実だけを御了承願ひたいと思ひます。

○門司委員 そうすると、まづ／＼おかしいのであります。まづたゞ知らないことが、ここに予測されて書かれておるといふことになる。そうすると、この第三番目の理由になります。さうに書いてあります理由は、これは理由にない方がよい、こういうことに私も解釈してよろしゅうございします。

○岡野国務大臣 しかしこれは方向がすつかりきまつてゐるのです。市町村に対して、どういふふうな事務を与えて行かうかというのを研究してゐるのですから、今やつてゐる事務を動かすわけでは、新しい仕事じやないのです。今やつてゐる仕事をどういふふうな配分して行かうかという方向がきまつておるのですから、これは事務の分量も質も違ひない。ただ固有の仕事に、どこにどうなつて行くか、こういうことだけでございします。

○門司委員 どうも私はつきりとわかりませんが、それならもう一つつ込んで聞いておきますが、その次にこういうことが書いてあります。以上の見地から、政府においては鋭意調査研

究を続け、各方面とも折衝いたして参つたのであります。この各方面の折衝というものは、どこに折衝されて、この前段に掲げてあるようなものが書いてあるか。私の解釈では、ここに折衝という文字を使つておられます。調査委員会もやはり各方面との折衝の中に入つておる、こういうふうに私は解釈しておるのですが、この各方面の折衝の中から、行政調査委員会は除かれておるのですか。

○岡野国務大臣 お答え申し上げます。各方面と申し上げますのは、これは調査委員会は大体の方向はきまつておるのですから、仕事はちつともかわらない。ただ配分だけの問題です。各方面と申しますのは、過去二年の間に、いろいろ試案を出しましたりなんかしますと新聞に発表したり、また都道府県知事に対して案を見て、その意見を求めたり、大体都道府県知事、それから議長、市長、町村長、また自治労連とか自治協とかいふ、こういう方面にもやはりいろいろの意見を求めて、そうして考え出した案がこれでございます。

○門司委員 きようは非常に時間もおそくなつておりますし、この大臣の説明だけについてのことであるから、あと少しばかり残つておりますが、あまり申し上げません。そうするとこの法案の全体を通じて、これは非常に重要な問題でありまして、そしてそれから先は本法に対するやや具体的な御説明になつております。こゝまでと私は思ひますので、これについてこゝまではきようは聞くなりていたの

であります。こういうふうな解釈してよろしゅうございしますか。この調査委員会の仕事というものは、事務の再配分だけであつて、方向がきまつておるから、それについては別段大臣としては聞かなかつた、あるいは自治庁としては、これは重要視しなかつた。聞かなかつたといふことは、重要視しなかつたことと思ひますが、重要視しなかつた。しかしその重要視しなかつたことが、重要な大臣の説明の要旨の中に入つておる。この点がわからぬのであります。あなたの方で重要視しなかつたものが、大臣の説明書の重要な部分に入るはずはないと思ふ。十分打合せであつたと思ふ。しかしこれ以上大臣が言えないといふのをむりに言えとは言いませんが、私どもの納得の行かないのはその点でありまして、従つて各方面と折衝いたして参りました。今日よりよくここに成案を得たとあります。各方面との折衝の中には、地方公務員法を出さなければならぬ、地方公務員法を出さなければならぬ、政治調査委員会との折衝はしなかつたといふように、はつきりここで私どもが解釈してもさしつかえないかどうかという点であります。

○岡野国務大臣 お答え申し上げます。行政調査委員会のことが問題になつておりますが、委員会はいろいろ方向でやつておるものかといへば、結局事務の配分だけの問題である、こういうことを聞いておりますから、配分だけなら公務員法に対して、その要素になりませんから……。

○門司委員 説明書に書いてあります。○岡野国務大臣 説明書に書いてあり

ますのは、御承知の通り、行政調査委員会の報告も出ることであつて、地方の公共団体の事務がかわつて来るだろう。だからこそ地方公務員法といふものを確立して、受入れ態勢を十分しておかなければならぬ、でありますから、この法案を出したのでございまして、理由書に於いてあるわけでございます。

○門司委員 もうこれ以上私はきようは聞きません。最後にお願ひいたしておきたいことは、明日から大臣の説明書の、この以下の部分について私はお聞きしたいと思ひますが、ひとつ大臣は、一応これをこの委員会に説明されておられますからよく御存じだと思ひますので、聞きますことについてはひとつ大臣から率直に責任のある御答弁が願ひたい。事務的のことにつきましては後ほど鈴木さんからあきるほど伺いたいと思ひますので、事務的なことについてはきようはお願ひいたします。きようはそれだけにきつめておきます。

○木村(衆)委員 大分わかつたやうなわからぬやうな答弁を聞きました。が、わかる答弁だけを求めますために、わかるやうなことをだけをお聞きしたいと思ひます。大体半月分ぐらゐの年末賞与が出るといふ話なんです。半月分ぐらゐ出ましても、現在の状況から見ますと、せい／＼子どもに買ひかゝる一枚と、げたの一足ぐらゐしか買ひかゝるわけですが、大体そのくらいで公務員はけつこうであるといふお考えのもとにお出しになつたのですか、その点を承つておきたいと思ひます。

○岡野国務大臣 今の御質問は平衡交付金のことでございますか。

○木村(衆)委員 何でもよいです。と

にかく……。

○岡野國務大臣　私は、今官吏と言わず実業界の人と言わず、生活が非常に苦しいということはよく存じております。ただ問題はその苦しいのをいかにしてしのいで行くかということでございます。そういたしますと、国家並びに地方公共団体というのは、国民から税金をとつてそれを財源として与えなければなりません。そういったと、今度は国民経済の点もやはり考えなければならぬ。なるほど地方公務員なり国家公務員なりが今十分やつて行けるであろうとは私は認めません。しかしそれは必ずしも国家公務員であるとか地方公務員であるとかいうことに限られたわけではございません。国民一般が苦しんでいる時代でございます。でございますから、できるだけのことはしなければなりません。しかしできるだけのことをするについては財源というものを考えなければならぬ。そうしますれば、やはり財源というものによつて支配されるのは当然であつて、たといセクター一枚しか買えないものでも出せればけっこう、出さなくたつて、財源がなければ出せないものだとは私は考えております。

○木村(藥)委員　よくわかつたです。そらいたしますと、地方財政委員会が、当初は大体百七十三億圓くらいの予算を要求して、しかもこの中で百三十億圓というものは年末費と並びにベース・アップの方に振り向けた方がよからうといったような意見書を出しておる。ところが意見書をこの委員会にかけて、今大臣がおつしやつたように、一体にいろいろな財源がはたしてあ

るのかないのか、あるいはこういつたものをどうして出すかということをお審議なさるのが、今あなたのおつしやつた趣旨に最も沿うと思うわけでありますが、そういうことをおやりにならずに、ないものは出せぬ。だからしようがない。ということにいたしました。一昨日から始つた禪問答みたいな地方公務員法だけは早く通してくれというようなことと自体、一体政府はどのような観点に立つてこういうふうなことを言うのであるか、その間の御心境をひとつ承りたい。

○岡野國務大臣　お答え申し上げます。これは主として国の財政を担当しておられるところの予算の面に触れると思っております。でございますから、行政調査委員會議で御議論なさることは、私どもとしてはまことにありがたい話でございます。ありがたい話でございますけれども、国家がそれだけのものを補助してくれるかどうかということにかかつておる次第でございます。そういう方面でひとつ御議論を願いたいと思ひます。

○木村(藥)委員 實は、聞くところによれば、こういつた財政上のことについて、全国市長会議でも明日からこれを問題にして、相当議論をするというふうに承つておりますが、そういつた場合に、私たち国会議員といたしても、むしろ予算委員会の方ではやるでございましょう。しかし地方財政委員会設置法というものが、この委員会において審議され、それがここにおいて決定されて、しかもそこでいろ／＼検討した結果、さつき申し上げましたような平衡交付金の増額といったようなことも要求しております以上は、やは

りこでも審議いたしましたために、あなたの方から適当な資料をお出しになるのが当然であるのに、何でもそろいつたものが出るには出たが、この委員会に出す出さぬの決定権は閣議にあるのだから、まあ出さぬでおこうというふうな御方針のように承つておりますが、間違ひございませんか。

○岡野國務大臣　出さぬといふことを私申し上げたことはございません。閣議を通じて閣議で決定いたしましたから国会に出すということにしまして、またその方向に進んで出すことになるわけでございます。まだ閣議は開きませんけれども、明日くらいには出すはずで。

○木村(藥)委員　その閣議の場合に、出さぬでもよいということの決定もできるわけなんですか。

○岡野國務大臣　これはそういふわけに参りません。内閣は必ず出さなければならぬことになっております。

○木村(續)委員　大分はつきのした。

話がわかつてけつこうです。そこで、まあ禪問答はきよりはやめまして、これだけ承つておけばよいのです。ただ

一言お尋ねしたいのは、さつき鈴木政
府委員が盛んに御答弁なさつていまし
て、政治的中立の立場をとらすため
に、この地方公務員法を出しになる
というふうな御答弁であつたと思いま
すが、一体政治的中立というのはどう
いうふうなことですか。

○鈴木(俊)政府委員 政治的中立性という言葉は、その言葉の示しておる通りのことでございまして、どういう点が御疑問か、御疑問の点がございましてからお答えいたします。

○木村(繁)委員 そういたしますと、

私は政治的中立でございましてと言つておればよいわけで、それ、それを宣言しておれば、何か証拠がなければ……。服務規律が何かがあつてそういうことになるのですか。

○鈴木(俊)政府委員 政治的行為の制限について規定をいたしておりますこの法律案の趣旨といたしましては、投票票にたしますとかあるいは単に署名をのこしたしますとかいったようなこと、あるいは単に政党の党員になるといふようなことを禁止し、制限をしようとい

う趣旨は毛頭ございせん。ただここに掲げてありますような相当積極的な内容を持った政治活動をいたしまして、そのことの結果が行政を行う立場にありまする者としては適當でない、全体の奉仕者としては特定の党派あるあるいは特定の階層のために動くということは、これは適當でございませんの

で、そういふ見地から政治的中立性をその限度において保障しなければならぬ、こういう意味でございます。

○木村（藥）委員　そうしますと、大体上からの命令を絶対服従して、まじめにやつていればよいことになるですね。

○鈴木（俊）政府委員　ちよつとそれだつたでは言葉が足らぬと思いますが、と

にかく今申し上げましたような趣旨で
ございます。

○木村(職)委員　だから具体的に言
うと、上の言うことをはい／＼とやつて
いればよいというのが、政治的中立と
いうことになるのですね。

○鈴木俊(政府委員)　政策の決定をい
たしますのは、地方団体に申します
れば、議会並びに知事あるいは副知事
というような政策決定に関係のありま

する職でございますが、それによつてきめられました政策を、きめられた通りにこれを公正に実施して行くというの、一般職に属する公務員に対して要求せられるところでありまして、そういう見地から政治的中立性という上を要求するわけでありまゝです。

○木村(榮)委員　そういたしますと、
 大体現在の吉田内閣の政策と申しま
 すようか、方針といましようか、そ
 ういふふうなものが政治的な中立だ、
 こういふように認めるわけですね。

○鈴木(俊)政府委員　地方団体の政府
がきめまする政策は、これはそれ／＼
住民の代表でありますところの、各
例なり予算なりを議決いたします議會
が、正当な手續によつて議決したもので
ある。それを執行して行くのが一般
職職員役の役割であります。そこには何
ら私意をさしはさまないで、きめられ
たものをきめられた通り実施して行く
ということをはつきりいたしますの
が、全体の奉仕者としての一般職の職
員に要求せられたものであると思ふの
であります。

○木村義典委員 地方公共団体といへども、御承知のように、いわゆる国家行政組織法によつて相当中央機関から牽制を受けるようになっております。だから決して中央政府の方針と全然反したことはやれぬはずなんです。だから従つて政治的中立の大元締めは現在の吉田内閣がやつておるようなことになるのですか。

○鈴木俊^一政府委員 地方団体の今の知事とか議会とかいうようなものの、政治的中立になれということを地方公務員法は何ら考えておりません。

○木村繁^一委員 だからややこしいこと

とは抜きにいたしまして、大体このことはむずかしく言つたつてわからぬのですから、簡単に説明をいたします場合には、とにかく上の方の言うことはいく／＼と聞くことそのことが、この中立であるということになれば、きわめて簡単でいいと思うのですが、實際問題としてはそうなんでしょう。

○鈴木(俊)政府委員　そういう表現の仕方はすべてを尽してはおらぬと思いますが、ある部分は尽しておると思ひます。

○木村(榮)委員　だから結局具體的に
なれば、大体大ざっぱに言つて政府の
方針に従うことであるということにな
る。そこで政府は盛んに中華人民共和
國、あるいはソビエト同盟の悪口を言
ひまして、反共、反ソ宣伝をやる、い
わゆる共産黨排撃宣伝をやつておる。
このことが最も中立ということの具體
的な現われだ、こういうことになるわ
けでしょう。

○鈴木(俊)政府委員 どうもちよつと御質問の趣旨がわかりませんので、お答え申し上げかねます。

○立花委員 関連して……。政治活動の問題ですが、今、全地方自治体の警察官でございますね。これの政治活動はどういうふうによつておられますか。取締りの問題で……。

○鈴木(俊)政府委員 どういうことですか。

○立花委員 警察官に政治活動を許
ておられるのかどうか。

○鈴木俊政府委員　それは地方自治体の警察職員につきましては、警察法の中にござしまして、国家公務員法の精神に基いて服務等については条例で定める、こう書いてあります。そこで各

例の中でどのような規定を設けておられますか存じませんが、大体これはやはり相当制限的な規定を設けておる面があると思います。

○立花委員　それでお聞きするので
が、私もはそういうふうに理解して
おります。警察官もこれは同じく地方
公務員ですが、警察よりは市役所、県
庁の職員の方が、政治活動が許されて
いいのだというふうに理解しておつた

のです。実はきのうこの委員会にお配りになりました資料の中に、全國の自治体警察長の連合協議会からの資料が来ております。これは警察相互間の世

明使接見の法能仁に、いよいよ、なんだ。結局砕いて言いますと、互いの警察が非常の場合に応援ができるように法律をつくれということなんです。これに關しましてこの資料が出てゐるわけです。十月二十一日に京都會警察長の大会をおやりになりました、そして今言いました相互の応援

規定を法律化せよということを決議
 さいまして、それを国会に資料として
 持つて来ておられるのですが、こう

こういふものが、地方公務員の政治活動を禁止するという法案が審議されている委員会に配られて来ているので私どもまごつくのですが、こういうとは許されるのかどうか。地方公務の政治活動を禁止されるというので

か、こういう政治泥重けしてもいいかどうか。これは具体的な例なんで

○鈴木(使)政府委員 これはそれ／＼の自治体警察のございまする市町で、どういふ条例をつくつておるか

いうことと関連をいたすわけでありま
す。それ／＼の市町村においてそうい
うようなことを制限をいたしておりま
するならば、その条例違反ということ
になりますけれども、しかし単なる陳
情あるいは請願というような範疇に入
りますものでございまするならば、こ
れは禁止せらるべき政治的行為ではな
いであらうというふうに考えられるの
であります。

○立花委員　しかし単なる陳情　評團
でなしに、十月二十一日に京都で全国
の自治体の警察長大会をやつて、この
法制化の決議をやつていふといふこ
と、こういう動きが政治活動でないの

かどうか。私どもの知る範圍内では、警察長と申しますものは地方の事務官にすぎませんので、警察長の上には地方公安委員会があり、あるいは全国の市長あるいは町長がおられるわけなんです。こういう縦の關係を無視したもので、単なる事務官にすぎない警察官、

長が全国的なこの会合を主宰して、京都で大会をやつて、こういう法制化の決議をする。しかもそれを国会まで持つて来る。これはちゃんと署名が、

つております。「全国自治体警察長会」という署名で「右決議する」といって来ているのですが、こういうことは地方公務員の政治活動の禁止の条にも当てはまらないのかどうか。地にも当てるということをやつていいかどうか。警察官は国家公務員法にかかるといふことではないかと。

つて政治活動を禁止するような建前

条例でどこまで実現しているかわか
ませんが、それを建前としている警
官がこういふことをやっているので
が、地方公務員法で政治活動を禁止

る場合に、こういうことをやつてもいいのかどうか。たとえば給与ベース改訂を大会の決議でやつても、政治活動にならないのかどうか、これを伺いた

○鈴木(俊)政府委員 現在の自治体警察職員の政治的行為の制限は、先ほど申し上げておきますように、その市町村の条例でどういうことを書いておるかということにかかっているところだと思つておる。従つてこれはそれ

それぞれの市町村の実情によつて違ふと思ひます。ここでもう一度提案をし、御審議を願つております地方公務員法案におきましての問題として、今の問題

を考へてみますと、政治的行為の制限につきましては、一面において政治的目的ということを考へております。政治的目的としては、特定の政党その他政治的団体又は特定の内閣若しくは、地方公共団体の執行機関を支持又はこれに反対する目的をもつて、と云ふことが一つ。またいま一つは、バ

の選挙又は投票において特定の人又は事件を支持し、又はこれに反対する目的をもつて、この二つを特に政治目的

的として掲げておりまして、こういふ目的を持つていない行為は、これはもそも政治的行為の制限の中には入て来ないということであります。第の要件としたしましては、一定の種の政治的行為を掲げておりまして、これは一、二、三、四、五までこの三

六条に規定してございますが、こう
ような種類の行為だけを考えてお

ます。従つてたゞいまお話のございましたような警察相互間の共助、応援を法制化してくれというようなことは、たとえば地方公務員法案におい

立案をする際に、こういうようなことを一つ入れてくれというようなことを、地方労連あるいは自治労連等から意見を申し出て来られますのとまったく同様の意味においても、これは何ら政治的目的がないものでございますから、地方公務員法案がかりに施行になりますけれども、このままでございますならば、何ら違法という問題は起らないというふうに考えております。

○立花委員　そうしたら地方公務員法

制定反対運動、反対大会などを、どんなやつてもいいわけですね。

○鈴木(俊)政府委員　それが今申し上げましたように、特定の内閣を支持し

またはこれに反対する目的をもつてということになりますと、政治的目的を有することになりますが、同時にそういうようなことがこの列挙事項の中に入つておるかどうかということと判定をせられることになります。

○立法委員　そこで判定の問題になつて来るのですが、これは非常に反動的

な保守政党の線に沿った大会であり、要求であり、政治活動だと思っております。そこが非常にいいまいであります。

すので、もしこういうようなことが許されるならば、当然私どもは地方公務員に政治的活動の自由を許していいんじゃないかと思うのです。そういうまいない形でただ判定の問題だけで、そういう規定を地方公務員法の中に入れてまいりますと、まったく木村君

質問いたしましたように、現在の政
の言うことを、ただはいくと聞い

おれはそれでいいんだということになりまして、これはおそらく地方自治本旨に反して行くだろうと思いますので、この問題を聞いたわけなんです。

非常にあいまいだということがわかりましたので、この問題はこれで終つておきます。

それから委員長にお願ひしておきますが、きよは文部大臣が来られるという事になつておりましたが、来られませんでした、あす……。

○前委員 前中ならいいと向うで言つておりますから……。大矢君。

○大矢委員 私はどうしてもやむを得ざる用でもつと席をはずしておつたから、同僚から質問されておるところと重複するかもしれないが、注意があればあとから取消します。

第一にこの法案をこの臨時国会——会期がわずかに二週間、すでにあと一週間ほどしかないのではありませんか、そういう短期な臨時国会に何をあせつて突如として出したか。これは私はどうしても了解することができないのです。これはほんとうの腹を言うところ、今度の地方選挙に四百万人に余る地方公務員の政治活動を禁止して、そうして有利にやろうという、このことが流れておることは明らかなんです。そこで一体こういうものをつくる際にどうしてこの公務員だけが、こういうふうな取締りのものを受けなければならぬか。先ほどの説明を聞いていますと、いわゆる公務員というものは全体への奉仕者である、だからして中立性を守るんだ、従つてこういう制限をするんだ、こう言つておられますが、公務員として勤務中とか、あるいは職務を利用してやるような場合には弊害があるかもしれないが、自分たちがうちは帰つて、公務にさしかかえない範囲においてやることを、なぜ一体そんな

に氣にして、こういう取締りのものをつくらなければならぬか、このことが私には非常に理解ができないし、遺憾に思ふのですが、国家公務員法ができて、あるいはまたそれがひとつの理由となつて、マ書簡その他によつてつくられたのでありますが、第二百一号その通りです。それから相当な期間がたつておる。それから日本の組合運動は、公務員の間には職員組合その他従業員組合があつて、その間には長い間の組合の歴史を持つておる。それから組合が特にマ司令部の書簡が出て以後におきまして、正常に帰るといいますか、日本の組合運動は民主化し、さらに自主性を持ち、むしろこれを助成すべき状態に来ておると私は思ふ。それをこの際、何を好んで突如として説明を出して、そういう取締りのもの——説明を聞いておきますと、ずいぶん保護するといふようなことがあるようでありまして、一番かんじんな組合活動並びに政治活動を中止して、これはこんなことを言う必要はないかもしれないが、アメリカの地方自治体なり公務員の発達と、日本の官治制度で長い間歴史的に発展して来た地方公務員なり、その他では実情が違ふのであります。この実情を無視してこういうものをこしらえて、しかも非常に正常に返り、その組合運動が喜ぶべき状態にあるにかかわらず、そうしてして反対しておるにもかかわらず、これを強行しようとし、しかも突如として出したことに対して、私どもはどうしても了解できないのであります。私が言つたように、何か地方選挙に間に合せなければならぬということを出したのか

どうか、大臣は非常に正直な人でありますから、私は正直に率直に言つてもいい。

○岡野國務大臣 正直とはめられれば、まず、正直にならざるを得ませんが、突如として出したんじやございせん。これは二十三年の十二月末までに出さなければならぬ法案なのであります。それがいろいろ関係方面との折衝やら、いろいろなことで延び延びになりまして、この国会に出そうと思つて準備いたしました、ぐらつていけなくなる、また出そうと思つて内容がかわつたりなんかしまして、それで実に千変万化して今日に至つたのでございすけれども、第八国会が終りました当時から、いよ／＼この次にほゞ出せといふような希望がありまして、そうしてまた関係方面との折衝が非常に円満に行きまして、成案ができたものでございすから出したので、この国会に提案するといふことは、もう約二年も前から出さなければならぬものを、今まで出さずにおつたのだから、成案ができたから一番最近の機会において出せ、こういう示唆がありましたが、出たもので出たわけですから、来年選挙があるから急いで出さなければならぬのじやないかといふことは、はなはだ痛くない腹を探られるような感じがしまして、心外にたえませぬ。

○大矢委員 それはそれだともいえるかもしれませんが、二年間もいよ／＼折衝して——私は大臣あるいは自治庁が労働省並びに人事院その他と折衝の苦勞のあつたことはいささつは薄々聞いてもおりますし、察することができるとは、どうも自治庁の関係しておる本委員会は、一切のものを取上げることは、かなり相談して、与えることをちつともしない。これは岡野さんが大臣になられて偶然かもしれないが、こういうことが感じられると思ひます。第一にここで審議したのは地方税——国税の減税の問題は、ここで審議したものであります。地方税もとることばかり、その次は平衡交付金、これも今年中にどうしても半分は返さなければならぬという、昨日もやましく言つておる。いずれも与えることをせざることをばかりである。今度なども、一番大事な政治活動、それから労働者にとつて大事な労働者の団体協約、その他組合運動に対して取上げることはばかりしておる。これはどうしてこは取上げることがばかり相談してちよつとも与えないのか、ふしぎに思ふのですが、今度のこの法案を見てみますと、今年の七月にできた自治庁の法案と比べてみまして、よくなつたかと思つたら、非常に悪くなつておる。そこで第一に私の聞きたいことは、前には現業員関係といひますか、従業員の単純労働といひますか、財政法の第五條にありますが、独立採算制といひますか、そういうものをあげて十二項目にわたつての除外例を設け、この法律を適用しないといふことで、第一に輸送関係、つまり軌道、電気、ガス、水道、物の製造、改造、加工、修理、土木、建築、農林、畜産、養蚕、公園事業、病院及び診療所、清掃事業、焼却及び屠殺の事業、旅館、食堂及び娯楽場、競馬、競輪その他興行、そういう事業に關係しておる従業員には、これを適用しないといふことがあるが、今度はそのたこの独立採算制の四つの事業だけ

は今度はずして、これを公営事業体か何かでやつて別に法律をつくるということが書いてありますが、残されたものの全部入つておる。ところが私はこれは非常に善意に解釈いたしまして、五十七條でこれをちやんと後日単独立法にして、これをはずすといふ大きな含みがあるといふことを、私は非常な期待を持つて見ておつた。ところが鈴木さんの説明を聞きますと、たとえば公立学校の教職員のごときも、このことを説明のときに言われて、びつくりしたのであります。十月二十五日に出した要綱の五十七條には、教育公務員等職員のうち、その職務と責任の特殊性に基いてこの法律に對する特例を必要とするものについて、別に法律で定める、こういうことを書いてあつたが、わざとこれをとつておる。教育公務員等といふことを削つて、今度の法律では「職員のうちその職務と」——こう書いてあるからして、私は特に教員だけではない、そういうものを全部別な法律をつくるというふうに善意に解釈しているのですが、間違ひないかどうか、そうしてこれをいづろつくり、どういふふうなされるのかといふことを伺ひたい。これが八つてないといふようなことになる、たいへんなことになる。

○鈴木(俊)政府委員 今の現業職員につきましてのお尋ねでございますが、この法案の五十七條であります。職員のうちその職務と責任の特殊性に基いてこの法律に對する特例を必要とするものについて、別に法律で定め、別に法律で定める、と書いてある。これをいづろつくり、どういふふうなされるのかといふことを伺ひたい。これが八つてないといふようなことになる、たいへんなことになる。

○鈴木(俊)政府委員 今の現業職員につきましてのお尋ねでございますが、この法案の五十七條であります。職員のうちその職務と責任の特殊性に基いてこの法律に對する特例を必要とするものについて、別に法律で定め、別に法律で定める、と書いてある。これをいづろつくり、どういふふうなされるのかといふことを伺ひたい。これが八つてないといふようなことになる、たいへんなことになる。

ことにつきましては、労働法上の扱い
としてもいろいろ問題があつたらうと
思いますが、現在の国家公務員法なり
また御審議を願つております地方公務
員法案におきましては、現業という区
別を一応はせずしておりますので、従つ
てそれ自体としては現業であるかどう
かということを、ここでは考へており
ませんが、ただいま御指摘がありまし
たような十あまりの職種のものにつき
ましては、これは一応現業と考えるの
であらうと存じますが、教員はやは

り、そういういわゆる現象と、そうでない非現象とのいわば中間的な性質を持つたものだろうと思います。私どももいたしましては、いずれに近いか、いろいろ論議のあるところと存じますが、むしろ非現象の方に近い性格を持つたものではないかというふうに考えておるのであります。しかし教員は確かに一般の職員と違つた性格がございまするので、現に教育公務員特例法におきまして、特例的な事項を定めておりますが、この教育公務員特例法は、地方公務員法案がかりに成立をいたしました後におきましても、やはり教育公

務員についての特例という意味において、当然残るべき法律であらうと存じます。従つて五十七条との關係におきましては、やはり教員についての特例ということは今後も考へて行くべきではないか。たとえば試験、任用というようなことにつきましても、免許状等の問題がございますし、その他教員について認められております特例の點は、地方公務員法通過後におきましてもやはり原則として認めて行つてよ

○大矢委員　國家公務員法との關係は將來研究して行きたい、こういうことでありますが、この將來という意味、それから先ほど申しましたものを除外したのは、國家公務員とのつり合いの關係でのけたということを、われ／＼も想像もし、聞いてもおるのですが、國家公務員法を改めると同時にこれを改めるかどうか。それからそれはいつごろやるかということを、人事院なり労働省との關係でこれを折衝した場合に、時期というものを打合せなかつたか、どうか、このことをお伺いいたしたい。

○鈴木(俊)政府委員　そのいうようか、特例を考へるといたしますならば、その時期はいつかということでごさいますか、これは御指摘のごとく国家公務員法との関連がございますので、関係方面並びに関係各行政機関との間に、完全なる了解がつかなければ提議が困難でございますが、完全なる了解がつきざえいたしますならば、最も早い時期においてこれを提案いたすようにいたしますと考えております。

臣の苦勞はよく知つておる。それは常識上そうあつても、やはり全体のいろいろなつり合いの上そう行かなかつた。しかし近い将来にこれを改めるという鈴木さんの意思であり、それが提案するときの申合せならば、これはわずかの間でありますから、ちようど四つつの間でありますと同じように、従来通事業をはずしたと同じように、従来通り、つまり別途の法律ができるまではそうするということで、はずすことなどどうしてできなかったか。もしこれがこのまま通過しますと、あれが公務員のことかということ、私は常識を疑われるかということ、大臣のためにもこの委員会の

ために、先ほども申しましたように、特に私はこれを入れたとかんたとかいうのではなく、これは実例を言いますと、大阪市においては二十に余る組合をつくつておるが、何の不都合もない一べんもストライキをやつたことは無い。これは大阪のみならず、神戸でも東京でもそうですが、長い間組合をつくつてスムーズに行つてゐるものを、特に繰り上げねばならぬというこ

は、私はどうしても考えられない。その結果として私は神戸さんに聞いたように、いわゆる政治否定のものの考え方、フアショナルな、いわゆる直接行動でなければだめだ、政治にたよつてはだめだというふうなものの考え方、フランスのサンジカリズム的なものの考え方になつた場合の将来を想像しますと、これはたいへんなことになりまふ。神戸さんは私もそういうような危惧があるということを言われたが、だれだつて多少常識のある者は考える。うまく行つてゐるものを取上げるだけ取上げて、すべてものは比較しての不平でありまして、わしとあれば同じようなのに、何でおれだけは縛り上げられるか、これが不平の原因であります。たとへばこれは話が横へそれますけれども、東京には環状線がある、あるいは中央線がある、これは国鉄です。ところが地下鉄あるいは東京急行は、民間がやつてゐるから自由にやれる。そこへ持つて来て都電はまた今度の公共企業体で縛り上げられる。こういう同じ仕事をしておりながら、どうして自分たちはこれだけ不利な取扱ひを受けるか、ただそれは税金でまかなつておるといわれるかもしれないが、こういう事実が大阪あるいは各府県でもあると思ひます。土木事業をやるときには、事業全体で予算をとる。そうして材料が高くなる。セメントその他材料が高くなりますと、人件費を減らす。これは人件費が材料費にわからずにまゝとめてつた予算でありまして、何も税金からとつておるとか、特別な人件費をもらつたとか、これは住民に關係があるから、これはやはり公務員にしておかなければならぬということでは

ない。そこで私が聞きたいことは、そういう常識で判断のできぬようなことを、どうしてわすれかばかりの間、入れおかなければならぬか、今はまず意思があるかどうか、いや出したものだからそのまま通してくれというかも知れませんが、われ／＼はほんとうに委員会が非常にいいことだといつてきても、それはおすかの間だから、これはこのまゝとして、従来の二百一十のあれもあるのだから、それで当分しておこうということに委員会としてきまれば、それはそれでよろしいと言われるか、いや一旦出したものだから、どうしてもこれは通してもらいたいというのか、その点を私は大臣のために、あるいはこの委員会のためにもしつきりしてもらいたい。それで特にこの点は曲げていいとは答弁をなさらないかも知れませんが、それが後日最も近い機会には必ずということの方針がきまつておれば、それだけのことははずしつてもらつたらどうかと思ふのですが、この点が法案の中で一番重要な問題です。から……

○岡野國務大臣 お答えいたします。お説の通りに私自身は政治は常識である、それで常識であるからおおい屋は地方公務員とははなはだ違つておるのである、お説の通りでございます。ただ問題は、そのためにこそ五十七条であらうな特別な規定を置きまして、最も近い時期におきまして、これを改訂して行きたい、こう考えておる次第でございます。でございますが、ただ残しておけばそれでいいではないかというふうなことも仰せになりますけれども、それが今までの日本の行政機構の非常に複雑多岐にわたつておる

ところの欠陥でありまして、常識がそのまま法律になつて行くというふうには参りません。これはあなたが政治家としていろ／＼なことをお取扱いになつて、さぞ御経験になつたことだらうと思ひますが、物事というものは、常識をその通り実行しようと思ひましても、あちらこちらにひつかりがございまして、最も大きなひつかりはやはり国家公務員法でございます。そういたしますと、国家公務員法と歩調を合せて行けば、そうしてもいいというやつと了解を得てあの五十七条が入つた苦心をお察しくださつてお通しを願ひたいと思ひます。

○大矢委員 それからはずした四つの事業に対する——これはどういう名前がつくか知らぬが、別に法律で定めるというが、これはいつごろ出してどこで立案するのか、たとえば国家公務員法のときには、公共企業体の立法の所管というものは労働省にあつた。今度の場合も、こうした事業のところは労働省で立案するのか、あるいはまたここでやるのか、それからいつごろこれを立案して出すのか、その期日、所管です。私は労働省だと思ふが、所管のことを一応念のためにお聞きしたいと思ひます。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。所管としてはやはり自治庁でございます。しかしながらこれは労働省と非常に關係が深いございまして、労働省とよく協調一致しましてやることになると思ひます。

○大矢委員 期日はどうですか。

○岡野國務大臣 期日ですが、これはもうすでに準備にとりかかつております。

○大矢委員 これは国家公務員法のときにあるいは特別に公務員法は人事院でやりましたが、あの法案の立案は労働省でやつたのです。こういう同じ性質のもので、同じことのようなものをどうして自治庁でやるのか、それは労働省が当然やるべきではないかと思ふ。自治庁でなしに、労働省で聞いた方がいいかもしませんが、大臣がきよう見えておられぬからしやうがありませんが、これは労働省にまかすべきではありませんか。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。国家公務員の身分に關する限りは、やはり自治庁がやることになつておりますから、自治庁が主としてやつておるのであります。

○大矢委員 私は各条の個々について、そのときに伺ひたいのでありますが、先ほど来のいろ／＼答弁の中に、私どもの一番心配しておつた政治活動、その他この適用範囲のことについては、一応お聞きしたのでありますが、私が先ほどちよつと触れた政治活動の範囲において、いわゆる職務と言ひますか、職務を利用して活動するとか、あるいはまたいわゆる勤務時間中にやるというふうなことは、これは一応制限を受けることもやむを得ないかも知れませんが、それ以外においてやることかどうしていかぬのか、私にはわからぬのですが、もう一べん説明願ひたいのです。

それから先ほど私がちよつと尋ねました職員組合、従業員組合を通じての組合運動の将来に対する見通しというものについて私の心配しておることに対する意思表示がなかつたのです。が、その点は、政府は取上げることが

非常にすきなやうであります。職権を利用しての政治活動くらいはやむを得ぬかも知れませんが、根こそぎとつてしまふということはどうかと思ひますが、その点はどうか、この二つの点だけをお伺ひしておきたいと思ひます。

○鈴木(俊)政府委員 勤務時間外に政治活動をやることが何ゆゑに禁止するかというお尋ねであります。これは先ほど申し上げましたやうに、やはり公務員の政治的中立性を保障するという見地から申しますと、勤務時間内におきましても、かりに特定の人を支援いたしまして、ことにその人が当該地方団体の職におけるやうな人でございまして、その活動状態がよかつたか、悪かつたかというやうなことが、人事行政の上に現われて来る、あるいは人事行政のみならず、その他の行政の上に現われて参りまして、どうしても行政の中立性と申しますか、安定性というものを確保、維持して行くのに適當でないというやうな考え方でございます。単に勤務時間中にやらなければ、職務上支障がないというだけの見地ではないのでございます。そういう見地から申しまして、勤務時間外におきましても、やはり積極的な政治活動に干渉しないということが真に行政に携わりますもの、全体の奉仕者としての性格を全からしめるものであるというふうに考えておるのであります。

○大矢委員 それから組合にとつても、最も重大な団体協約というものを削り、申合せという言葉を使つておる。それから書面による申合せもできるといふことではありますが、この申合せというところは、文書にしなくてもしなく

○鈴木(俊)政府委員　職員団体と、地方公共団体の当局との間の交渉の結果といひまして、意思が合致いたしました場合においては、そこに何らかの成り立つ意味の一種の契約的なものが成り立つわけであります。その契約と申しますか、意思の合致を単に口頭のままとどめておきますか、あるいはこれを書面にしたためまして、申合せという形式で確認をいたしますか。この二つの方法がこの地方公務員法案においては、考えられておるわけでございます。この申合せの効果というものは、これは口頭でありましよう、書面によるものでありましよう、本質的に

設けるというようなことか。さて、すでにきまつております場合に、たとえは片舎の南隣のところに理髪店をつくるようにしてくれ。あるいは福利施設として共同の食堂をつくる。その食堂の中の設備について予算に定められておるけれども、その方向においてこういうふうにしてもらいたいというふうな具体的な問題になつて参りますならば、これはその間に双方の意思の合致がございしますと、やはり一時市町村長としては、その内容によつてこれを実現をして行くというような意味の拘束力を受けるであらうと思います。そういうふうに申合せ事項の内容によつて違ひますけれども、根本におきましては、念のために書いてございしますように、罷業権でありますとか、団体協約の調停、仲裁といったような制度の裏づけを持つ、いわゆる拘束的性質を持つた対等の立場の交渉並びにそれに基づく協定というものはあり得ない。これはマツカーサー書簡並びにそれを具現しております現在の国家公務員法あるいは政令二〇一号というようなもので、基本的な建前を踏襲いたしておるのでありまして、そういう意味の対等の交渉なしし申合せというものはないが、しかし今申し上げましたような法令なり条例なり規則に抵触しない限りにおいて申合せをすることができるとののだ、かように解釈しておる次第であります。

○大矢委員　それから今度先ほど申しますように、一貫して政治活動並びに組合活動に対する制限を受けておりますが、法律で行けば憲法によつて保障されている。しかしながら公共の福祉に反するものはその限りでない。それ

に多量にもあるのだから、公衆に反しない限りは、それを制約あるいは制限するということとは、私は憲法の精神においても、あるいは実質においても、これは行き過ぎといえますか、違法じゃないか、こういうふうに考えておるのです。この点どういうふうに考えられるか。なおかつこうしなければ公共の福祉に反するからやつたのだと、こういうふうに考えられるのか。

それからいま一つは、こういう拘束といえますか、君たちのいろ／＼なものを制限するけれども、それと並行に、むしろまた別な方面で君らを保護するのだといつて、国家公務員の場合にもそういう意味で、三権分立が四権分立とまでいわれた非常に強力な組織と権限を持った人事院ができた。しかしながら実際は人事院の勧告もけ散らかして、何もやりませんけれども、内容を見てみますと、今度の地方公務員の場合の人事委員というものは、至つて権限は少いと思う。そこでもしできるならば、人事委員についてはちやうど国の人事官のような権限を持つたでなければ意味をなさぬと思う。非常勤であつて、そうして実際は市長から任免され、あるいは知事から任免されるのでありますから、これはまつたく骨抜きになつてしまつて、保護するという意味の人事委員というものはほんとうは名前だけであつて、実質の上でいわれる強力な、一方で剣戟するが、一方で保護するのだ、それは人事委員がにらんでいるのだといふものでなく、いわゆる人事委員会の権限といふものは至つて弱いように考えられるが、この点はどういうふうに考える

それを具体的に伺いたい。

○鈴木俊政府委員 政治的行為の制限その他の制限を一体どういふ建前で、どういふりくつでやつておるか、公共の福祉を維持するためということをやつておるのならば、おのずから限度があるのじやないかというような趣旨のお尋ねと申しますが、御指摘のごとく、公共の福祉ということは憲法がやはり定めておるわけでありまして、憲法が定めております各種の人権の利用につきましては、やはりおのずから公共の福祉に合致するものでなければならぬ。これは憲法十二条が明らかにしておるところでございます。また同時に先ほど来申し上げましたように、公務員はあくまでも全体の奉仕者であるということが、憲法十五條にうたわれておりますが、これもまた今の政治的行為等の制限につきましての憲法上の論拠であらうと思ひます。さらに人事行政の政策上の論拠といたしましては、先ほど来申し上げましたように、一般職につきまして行政の安定維持、あるいはその政治的中立性をはかる、こういうところが政策的な論拠になつて来ているわけでありまして、これらの理由に基づきまして、政治的行為の制限がこの法案の程度において行われることが適當であらう。かように考へておるのであります。

さらに人事委員会が国の人事院に比較して非常に弱体ではないかという御指摘でございますが、人事委員会に關しましては、人事院の運用上のいろいろな問題等も、立案の過程におきましては十分考慮をしてつくりましたが、人事委員会の権能といたしましては、い

わゆる行政的な、つまり執行いたしま
する権能と、あるいは立法的な機能と
申しますか、人事院規則をつくり出す
立法的な機能、あるいは勤務条件に関
する各種の措置の要求の審査、あるい
は不利益処分の審査というような一種
の裁判的な機能、この三つの機能があ
るわけでございます。この地方公務員
法案の立案にあたりましては、それぞ
れの機能を重視いたしましたけれども、
も、なにかんずく裁判的な機能、準司法
的な機能を重視いたしましたして、不利益
処分の審査でありますとか、あるいは
勤務条件に関する各種の要求の審査と
いうようなものが、公正に行われます
るように、特に配慮いたしておるので
あります。従いまして人事委員会を設
けないようなところにおきまして、も
時に公平委員会を設ける、そうしてこ
れらの裁判的な機能が合議制によつて
公正に行われるようにしよう、こうい
う配慮をいたしておるのでありますし
て、そういう意味におきまして、必ず
しも弱体の人事委員会あるいは公平委
員会を設けたということには相ならな
いと存じておるのであります。

○大矢委員 しかしながらこの国家公
務員法の場合の人事院というものは、
御承知の通り賃金その他についての勧
告もできておりますが、そういう権
限がこれにもあるのかどうか。それか
ら私は時間ももう五時になつておりま
すからこれでやめますが、ぜひとも
あす労働大臣と浅井人事院総裁を呼ん
でもらいたい。これは特に委員長にお
願ひしておきます。それから先ほど、
現に四つの公益事業に対しては、すで
に今立案しつとあるということであり
ますが、これはあくまでも労働省のや

るべき性質のものでありますけれど
も、せつかくそこでできているという
のですから、これは今度の通常国会に
出ますかどうか、その点をお聞きして
おきたい。

○鈴木(俊)政府委員 今の初めの点だ
けお答えを申し上げます。給与につい
ての人事委員会の勧告権は、第二十六
条に規定いたしております。

○岡野国務大臣 いづころ公益企業に
対する法案が出るかという御質問で
ございますが、これは御承知の通りに
いろいろ検討しなければならぬことが
ありますから、ただいまその出る時期の
見通しを申し上げるわけには参りませ
ん。

○大矢委員 先ほど来いろいろ質疑応
答の中にありましたように、きわめて
早い機会に出すように、今現に立案を
しつとあるというのであります。こ
れはこの法案と並行して審議すること
が私は当然だと思ひます。そうしな
いと、びつこになり、取扱いが非常に不
公平になりますから、当然こういう
ものは並行審議をすべきだと考えてお
ります。それが、それについて大臣のお考
えをお伺ひしたい。

○岡野国務大臣 並行してやらなけれ
ばならないようなことではございま
した。この地方公務員法を出す場合に提
案いたします。それができないから、
法案の中にうたつて、追つてするとい
うこととしておるのであります。

○前屋委員長 それでは本日はこれに
て散会いたします。

午後五時散会